

平成26年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成26年3月6日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明智 忠 直	副 市 長	加 瀬 寿 一
教 育 長	刃 田 哲 雄	病 院 事 業 者 改 革 長	吉 田 象 二
秘書広報課長	堀 江 通 洋	推 進 課	林 清 明

総務課長	米本 壽一	企画政策課長	伊藤 浩
財政課長	加瀬 正彦	税務課長	佐藤 一則
市民生活課長	馬淵 一弘	環境課長	新行内 弘
保険年金課長	加瀬 喜久	健康管理課長	野口 國男
社会福祉課長	加瀬 恭史	子育て支援課長	山口 訓子
高齢者福祉課長	石毛 健一	商工観光課長	堀江 隆夫
農水産課長	大久保 孝治	建設課長	高野 晃雄
都市整備課長	林 利夫	下水道課長	石毛 隆
会計管理者	宮 應孝行	消防長	佐藤 清和
水道課長	鈴木 邦博	病院事務部長	菅谷 敏之史
病院経理課長	土師 学	庶務課長	横山 秀喜
学校教育課長	菅谷 充雅	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石嶋 幸衛	監査委員局長	田杭 平三
農業委員会事務局長	高木 寛幸		

事務局職員出席者

事務局長	伊藤 恒男	事務局次長	向後 嘉弘
------	-------	-------	-------

開議 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（高橋利彦） 初めに、私よりお願いがあります。

この後、一般質問を行いますが、一般質問については旭市議会会議規則第62条に市の一般事務について議長の許可を得て質問することができると明記されています。議員各位におかれましては、旭市議会会議規則を遵守され、一般質問を行うようお願い申し上げます。

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利彦） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（高橋利彦） 通告順により、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） おはようございます。

10番議員、公明党、伊藤保、議長より発言の許可をいただきましたので質問をいたします。

東日本大震災から3年、ようやく復興へと整備が始まりました。そんな中、2月16日に起きた竜巻による被害が出ました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

昨年12月改選され、決意も新たにこの地域の発展と市民の皆様の安全と安心して暮らせる

よう努力してまいりたいと決意しております。

早速、通告に従って質問を行います。

私は今回4項目、8点の質問をいたします。

昨年秋、市内各地域を回りましたが、ここ数年でかなりの空き家が目立ち、住民からは何とかならないかとの相談が多数ありました。敷地内の草木は伸び放題、隣の屋根に覆いかぶさる状態で、近隣住民からの不安もあるようですので、1項目め、空き家対策について3点ほど伺います。

1、旭市の空き家の現状について、地域別の件数を教えていただきたいと思います。

2点目、現状の対策についてどういった対策をしているのか伺います。

3点目、今後の対策について計画を策定しているのか伺います。

2項目めに、防災について2点ほど伺います。

1点目、各地域に災害時の一時避難場所がありますが、地元の方々は指定場所が分かりますが、他地域から来た場合どこにあるのか分かりませんので、一避難所に対して案内板は何枚あるのか伺います。

2点目、誘導標識について伺います。一時避難所、緊急避難所、緊急避難タワーなどへの標識、あるいは標示といったものが目立たないので、一避難所、一緊急避難場所への誘導標識は何枚あるのか伺います。

次に3項目め、自転車通学の安全対策について伺います。

全国では自転車事故が多発しております。自転車事故の多額な損害賠償を求められるケースが少なくありません。市内中学校では自転車通学を許可しておりますが、1点目に、任意保険の加入状況について伺います。

2点目に、安全対策・指導についてどのように行っているのか伺います。

最後に4項目め、子ども安心カードについて伺います。

群馬県渋川市では、渋川市子ども安心カードというものを作成し、話題を呼んでおります。このカードの目的は、市内の学校・園における幼児、児童・生徒の病気やけが、アレルギー等による緊急時における救急車等による搬送の際に、園・学校と消防署とが連携し、救急隊への速やかで適切な引き渡しや対応を行うためのものです。

内容は、緊急時に幼児、児童・生徒を救急隊に引き渡す際に、園・学校より救急隊に提示する個人カードで、カードには救急隊が必要とする個人情報に記載されています。このカードを園・学校が救急隊に速やかに提示することで、緊急時のより迅速な対応が期待されます。

カードへの記載については、園・学校より配布し、保護者の同意を得て記入を依頼し、提出を求めます。園・学校ではカード管理の徹底を図り、緊急時には使用マニュアルに従って対応できるように教職員の周知を図ります。

カードについては上記目的以外には使用せず、幼稚園では3年間、小学校では6年間、中学校では3年間保管し、卒園、卒業時に各家庭に返却します。また、年度当初及び記載事項に変更が生じた場合には各家庭にカードを返却し、内容を確認し、加除修正を行います。カードを使用した場合には、出動した救急隊から各学校・園に返却することになっています。

旭市には、このようなカードは存在しているのでしょうか、伺います。

以上で質問は終わります。

なお、再質問は自席で行いますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の一般質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1点目の空き家対策でございます。

その（1）ですけれども、地域別の現状はどのくらいあるのかということであります。この件に関しては本当に申し訳ございません。地域全体で把握しているものはございません。したがって、最近3年間で市役所に空き家について相談があった件数を地区別にお答えしたいと思います。

平成23年度から25年度までの集計です。旭地区は18件です。海上地区は4件です。飯岡地区は3件です。干潟地区はゼロです。合計しますと25件あったわけでありまして。たまたま今週、区長さんが何人か見えまして、その11名の区長さんに聞きました。それで聞きましたところ、29件の空き家がある、このことも分かりました。今147区あるわけですから、これを掛け算しますとかなりの数になるということになるわけでありまして。

いずれにしても、議員がおっしゃるように、地区ごとにどれだけあるかということを見時期を見て改めて調査してみたい、このように考えております。

件数については以上でございます。

さて、市の対応ですけれども、どのようにやっているかということのご質問がございました。これが2点目です。

空き家につきましては、隣の方等から相談があった場合には、職員が現地を見て所有者等を調べます。調べて分かったら、そこに現場の写真を入れて通知をします。そこで適切な管理をお願いしますということで、そういった対応をしているというような状況であります。

ただ、これは結果なんですけれども、相談内容としては火災だとか、犯罪だとか、防災だとか、そういった関係で心配していることなんですけれども、最終的に平成25年度、たまたま20件の相談があったわけです。20件の相談のうち対応してくれた方というのは4件、ここにとどまっている、これが現状であります。

大変失礼しました。今20件のうち、私は数字を間違えて言いました。7件であります。失礼しました。

それと3点目は、今後じゃどのように考えているのか、どんな計画でいるのかということです。それについてお答えしたいと思います。

空き家を放置しますと、そのままだと危険と隣り合わせであったり、不法投棄であったり、先ほど議員が言ったように草が繁茂し放題だということで、犯罪の温床となる可能性もあるわけであります。市としましては、何らかの対策を講じる必要があると感じているわけであります。

ただ、現状としては、所有者への指導に法的根拠がないということでありまして、データを集めて行政でどこまで介入できるかというのが難しい状況であるというのが現実なんです。ほかの自治体も調べてみたんですけれども、自治体によっては条例を定めて強制執行までするといったところもあるんですけれども、最終的には発生した解体費用が回収できないという、そういった問題も発生している。でも、その一方では、空き家の解消を促す基本方針が国で調整中であるという情報も得ています。この指針等によって自治体の計画策定に必要な事項が定める予定との情報もあるわけですので、そういった情報も確認しながら、これから検討させていただきたい、こういうふうに思っております。

続いて、防災についてであります。

まず1点目に、避難場所一施設について何枚避難所の看板を設置しているんですかというご質問があったと思います。基本的には1枚なんです。

2点目として、じゃ市内全体で何枚設置してあるのかというご質問もございました。これは一緒にお答えしたいと思います。旭市における避難場所は69か所あるわけです。避難看板はその避難所の門に近いところ、入り口に近い所に設置している、これが状況であります。

避難所の内訳としましては、指定避難場所といいまして、避難して生活ができるような、例えば学校等の施設の場所に28か所、これは主に学校です。28か所あります。それから一時避難場所といいまして、一時的に避難するものです。例えば地区の集会所等も指定しているところもあります。これは31か所あります。それから広域的な避難場所もあります。例えば

公園等でありますけれども、そこに10か所。合わせて69か所、こういった状況であります。

(1) と (2) は一緒に答えさせていただきました。

以上です。

○議長（高橋利彦） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、私のほうから3番の(1) 任意保険の加入状況、そして(2) の安全指導について回答させていただきます。

最初に(1) の任意保険の加入状況でございますが、その前に、市内中学校5校ございますが、自転車通学の許可数でございますけれども、全生徒1,825名のうち1,765名、96.7%が自転車通学をしております。任意保険でございますけれども、千葉県PTA連絡協議会の勧める自転車総合保険を案内しております。これは対人賠償などを含めた保険となっております、これは任意保険でございますけれども、加入率につきましては大体8%という状況でございます。

それから、続きまして(2) の学校での自転車の安全指導について回答させていただきます。

中学校の自転車通学に関する安全対策につきましては、年間を通して、交通安全の講話や交通安全関係の文書の配布、交通安全教室、教諭・保護者・ボランティアなどによる定期的な登下校の指導、朝や帰りの会での指導を全ての学校で実施しております。また、自転車点検につきましては、交通安全担当の教諭やあるいは生徒会の専門委員会等が行っております。

教育委員会の学校教育課といたしましては、毎月5日、10日に朝の交通パトロール、また春、秋、冬の全国交通安全運動期間中につきましても全日程で交通パトロールを実施しております。特に本年度につきましては、6月と11月を交通安全強化月間といたしまして、平日全てにおいて交通パトロールを実施いたしました。特に6月につきましては、旭警察署、市民生活課、総務課、各学校と連携いたしまして交通安全の強化月間として取り組みました。また、パトロール中に声をかけた児童・生徒の該当校には交通安全指導の内容を連絡して、情報の共有化を図っております。

続きまして、4番の(1) のいわゆる子ども安心カード。小学校、中学校でございますけれども、現在小・中学校では、児童・生徒の健康状態や既往症、あるいはアレルギーなどを記載した保健調査票を作成しております。これは教育委員会のほうで市内全部統一したものをつくっております、小・中学校9年間利用するものでございます。緊急の搬送時には、保健調査票を確認した上で関係職員が同乗し、さまざまな体の状況を救急隊員に伝えて対応

しております。

現物でございますけれども、こういうものでございまして、これが小学校1年生から中学校3年生までということで、内容につきましては、いわゆるアレルギーも含めて、これまでの既往症とかそういったものを全部記載するようになっておりまして、毎年年度末に各家庭のほうへお返しして、またチェックしていただいて学校のほうで保管しているというものでございます。これがそういったものに対応しているのかなと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 市民生活課長。

○市民生活課長（馬淵一弘） 3番目の自転車通学の安全対策について、（2）安全対策・指導についてのご質問にお答えします。

市では、交通安全教室の一環として、毎年市内小・中学校で自転車教室を開催しております。小学校では主に小学3年生を対象に、中学校では中学1年生を対象に、4月から6月までの間で、旭警察署や旭交通安全指導員のご協力もいただきながら実施をしております。

内容としましては、小学校では自転車の点検方法、安全な乗り方の講話の後、校庭での実技指導を実施しております。また、中学校では自転車の点検方法、安全な乗り方の講話の終了後、交通事故の被害者、また加害者とならないための自転車の乗り方についてのDVDの視聴を実施しております。平成25年度は、市内全ての小・中学校20校で実施をいたしました。

以上です。

○議長（高橋利彦） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、私のほうから4番、子ども安心カードについて、（1）の中で公立保育所児童の緊急時について子育て支援課からお答えいたします。

公立保育所では、入所児童ごとの児童票を作成しております。この児童票には連絡先や保険証番号のほか、アレルギーなどの体質や既往症などの健康記録が記載されており、救急車による搬送の際には担任保育士等が児童票を持って同乗し、関係者に情報を伝えるようにしております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、再質問をさせていただきます。

まず（1）の1点目ですけれども、以前、空き家を再生利用して定住促進を行ってはどうかと質問をいたしました。これは再生利用ですけれども、今回の質問は、そのまま放置すれ

ば倒壊等著しく、保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、先ほどおっしゃいました、このいわゆる空き家等対策の新しい法案の定義なんですけれども、そうしたものが出ているということでありますけれども、これは全国的な問題となっております。そしてこの中に、先ほど言われておりましたように、空き家等対策条例というのが2010年にできました。2010年10月です。それで促進運動とか、さまざまなことを行っていたわけでございます。

それにはやはり法的な、そういった打つ手がない状況であります、今度のものは行政代執行とかさまざまな面で大きく変わってくると思われるんです。そうすると、いわゆる補助金とか、そういったものがつくという形になります。これには市町村長という名目がきちんと書かれておまして、そして市町村長の権限でできるというふうになるような状況でございます。そうすると、今の状況の中でかなり踏み込んだ法令改革ができるということでございます。

そうした場合に、今全件掌握していないということでございますけれども、やはりこれは計画を立てるような、そうした状況になりつつあるわけです。ですので、ぜひこれは計画を持って掌握をしていただきたいと、こういうふうに思います。

先ほど条例の話が出ましたが、所沢市の条例がきっかけでこれはできました。昨年10月時点で272件の自治体で条例が制定されております、全国で。東京都足立区では、2011年11月に都内で初めて空き家条例を施行したわけです。注目されるのは解体費用なんですよ。解体費用を助成する内容になっていることが足立区では大きな変更点となっております。この助成を、住宅の解体を行う場合には解体費用の9割、上限100万円を補助しているということです。旭市では財政が非常に厳しいものですから、そこまではいかないでしょうけれども、そうした条例があります。

この条例を施行して以降、これまで45件が解体されたということなんです。ある意味、国がこれを施行されると、補助金とか、更地になった場合には税金がかなり上がるんです。それを少しずつ免除していくというような形の法律もこの中には盛り込まれているということです。

ですから、秋田県大仙市、2012年3月に行われた行政代執行。これの解体費用は180万円。これは回収のめどが立っていないという、そういう状況なんです。ですから、全国の自治体で、地方はかなり財政が厳しいものですから、一歩も進んでいない状況があります。これには、今度の法律には立ち木あるいは竹とか、そういった敷地内にあるものは全部対象になり

ますので、これから先にどういうふうに計画性を持ってやっていくのか。まず1点目は掌握が大事ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） まさにおっしゃるとおりであります。計画を立てる前には現状の把握は必ず必要であるわけですから。ただ、現状の中で、よく管理している空き家というのと全然管理していない空き家という、幾つかのパターンがあるはずなんです。その辺も含めまして、まず現状を十分把握するというのは第一歩であると思います。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 空き家にも定義というものがあるそうなんです。この定義とは、空き家等というのは建築物、またはこれに附属する工作物であって、居住、その他の使用がなされていないことが常態で、常に同じような状況であるもの及びその敷地、立ち木、その他の土地に定着するものを含む、さっき私が言ったような、そういったものです。

この法律は、今度新しくできる法律なんですけれども、特別措置法案ですけれども、これはそのまま放置すれば倒壊等著しく、保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の衛生生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等という、こういう形です。

ですから、一目で朽ち果てている、これは危ないなということに対してはしっかりと対応ができるわけでございますので、住めるような、ちゃんと管理しているところでは、先ほど話したように定住促進住宅の対策にはいいんじゃないかなと思います。

ですから、住めるところはやはり市でもって、これを貸してくれないかという話で、東京とか、あるいはほかの市町村からこちらのほうに呼びかけをして住んでもらうというような、そういった政策も必要ではないのかな、こういうふうに思います。その辺のところを立て分けてやっていかなければ、非常にこれからの状況でいくと空き家がどんどん増えてしまって困ったなという状況になりかねませんので、ぜひこの空き家対策、よろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） どうかというご質問であれば、必ず個人の財産ですので、定住促進

にしても再利用にしても必ず面会をしなくちゃならないと思います。ですから、どれだけ市内にあって、どういう状況で、その方がどういう考えでいるところまで詰めて把握してからでないと、はっきりこうしますというのは現段階ではちょっと難しいと考えております。個人の財産でありますので、必ず面会をして、そういった順序を踏んでやっていきたいと思っております。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） じゃ次に移りますけれども、次の現状どのようにしているのですかという質問に対しては、今話がありましたけれども、7件にとどまるという話でございました。この残りの件数は、やはり回答とかそういったものは全くない状況なのでしょうか。それをちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 20件のうちに7件と先ほども申し上げました。通知をして、またその連絡をする。私は実は直接お話ししたのを例にしてみたいと思います。とにかく理解はしているんですね。こちらに物件があって、都内のほうに住んでいる方なんですけれども、理解はしてくれるんですけれども、気持ちもあります、分かりましたと。この平成25年度に相談があって、連絡をして対策を練ってくれたのは先ほどの7件ですけれども、全然ないという方もいらっしゃいますけれども、それは連絡を取り合っているということでその辺はご理解をお願いしたい。あとは、じゃいつやるかという問題なんですけれども、その辺は結果的にはまだできていないということの先ほどの数字ということです。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 当然、通知するときに勧告まではできると思うんですけれども、その辺のところは何回かやられたんでしょうか。最終的には命令になると思うんです。その辺のところをちょっと伺います。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 勧告・命令と、そんなに強くなくて、とりあえずお願いという形で、今の行政の立場としてお願いするという穏便な形でやっているというのが、これが事実であります。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 条例がこの旭市にはまだないので、その辺のところはどうしようもないのかなというふうに思います。文書でもって勧告、そういったものができれば、またちょっと受けるほうも違うのかなという気もいたします。いずれにしても、国の法律ができれば、勧告・命令まで行くということです。お金がないとか、そういったものに対しては、しっかりと市町村がこの補助金を使って壊すというような対応もできているんですけども、そうした状況をやはり今国で進めているわけですので、ぜひ空き家の状況・状態を掌握していただきたい、このように思います。

では、次の質問に移ります。

次の3番目は、今後の対応ということで計画をしっかりとつくっていくということでよろしいかなと理解しましたので、2点目の防災について伺います。

防災についてですけれども、市内を回っていて、これは（1）と一緒にしちゃっていいと思うんですけれども、誘導標示というのが全くないんです。それで、今緊急避難所あるいは緊急タワーというものがありますけれども、タワー一つの例をとると、緊急避難タワー、これは三川と椎名内にあります。だけれども、どちらに逃げたほうが早いのかという、そういうものが見当たらないんですね。そうすると、他地域から来て災害に遭ってしまったときに、じゃどちらへ逃げようかということになると、ちょっとその辺戸惑うと思うんです。ですので、ぜひ誘導標示をきちんと付けていただきたいと思いますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） まさに今は看板が確かに少ないという状況であります。でも、今年度から具体的に設置を予定しております。具体的に述べたいと思います。

津波に関連した案内板として、避難ビル、先ほどのタワーも含めまして避難ビル、それから避難場所等へ32基を設置する予定です。それと、議員おっしゃるように、どっちへ向いて逃げたらいいかというのは分からない、外から来た方は分からないという場合もあります。極端なことを言って、海に逃げる方がひょっとしたら夜にあるかも分かりません。そういうことで、避難路12路線から避難所、避難場所まで行くという、そういった看板を82枚、こういったものを今考えているところです。

以上です。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 津波のほうはそうにしたいと思いますが、大雨とかそういった洪水もあるし、また干潟、海上、飯岡は台地を抱えておりますので、その辺のところをやはり同じように考えていただかないと、これはちょっと厳しいものがあると思うんです。出てくると思うんです。ですので、その辺のところも考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 市内には海があって山があるわけですから、全部同じように考えろということのご質問だと思います。でも、ただ今回は津波のほうを優先して設置したいという考えであります。おいおい、避難場所としては全部もちろん考えています。でも、先ほど言った誘導看板というものは、まず津波のほうを先に考えて設置したいという先ほどの枚数であります。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 東北の被災地の現状見ると、屋根からいわゆる学校のほうに航空表示と言っていますかね。大きく何々小学校とか場所を、建物の簡単な名称を書いてあるものがあるんです。津波の場合には、いわゆるヘリコプターとかそういったので救助に来ることも考えられるんです。そうした場合に、GPSは今積んでいると思うんですけれども、しかし一目で目視で分かるような、そうしたものも必要ではないかな、こういうふうに思うんですけれども、その辺のところは考えておりますでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） これは、議員はどうせ看板を設置するんなら分かりやすい、極端なことを言えば、全国どこでも同じようなものであればいいんじゃないかなと、こういうふうに理解してお答えさせていただきます。

防災に関する統一表示というものはあることはあるんです。例えば津波に関していえば、避難場所や注意喚起に関するものを絵文字でもって表現するわけですが、それは色が3種類ある。青、黄、緑と3種類。それから形、丸、三角、四角と単純なもの。それから避難ビルはこんな絵柄、津波はこんな絵柄、逃げる場合にはこんな絵柄という単純なものはあるんですけれども、あとは議員がおっしゃるように分かりやすいという、分かりやすいというのは大きさだとか言葉だとかというのは任されているんです。その辺のところはかなり慎

重にやっているところですけども、先ほど例がありましたけれども、屋上に大きなものを設置して上から見ても分かるようなということの一つの例がありました。その辺も含めまして、今ここで、じゃこうのことを考えていますよということはまだ言えませんが、その辺も広く研究してみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ分かりやすい、救済者が分かりやすいものも一つの大きな問題でもありますので、よろしくお願いいたします。

じゃ、防災の件についてはこれで終わりにしたいと思います。

次に、自転車通学の安全対策についてでございますけれども、先ほど8%ぐらいというお話でございました。これは、あとはほかに家族自動車保険とか損害保険に入っていると思われるけれども、一つの例でいえば、テレビでもやっておりましたけれども、小学校5年生の生徒がいわゆるマウンテンバイクで約9,500万円、そのぐらいの補償を求められたというお話があります。それから、横浜市では5,000万円の損害賠償がある。これだけ自転車で加害者になってしまったときに、家庭はもちろんですけども、生徒の一生も大きく左右してしまうものだとは思っておるんです。そうしたときに、やはり学校側としても大きくこういった問題がありますよというものをしっかりと生徒の保護者に分からしめることが大事なんじゃないかな、こういうふうに思うんです。

これは学校だけじゃなくて、自転車を扱っている人たちに対してもやはり大きな問題となるので、ぜひこれはしっかりと広報等を通じて、こういった事件があるんだということで注意をしていただきたいと思います。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 今、議員がご指摘のように、児童・生徒が加害者となって多くの責任と言いますか、賠償を求められているということは私もよく理解しております。

それで、任意保険につきましてはやはり任意保険ですので、学校として強く勧めることは非常に難しいのかな。ただ、今ご指導いただきましたように、そういった事案があるということにつきましては、学校を通して各保護者の方々に何らかの形で今後伝えていくということとはやはり大事なかなと思っております。一応4月当初、またさまざまなPTAとか総会等がございますので、そういった場を利用して、学校のほうから、こういうことが今起きてますよというような形で情報提供はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 自転車通学を許可しているということですので、もし仮に大きな損害があったときに、市にも恐らく許可をしたということで何らかの相談があると思うんです。そうしたときに、非常に市としても困るのではないかなというふうに思います。ぜひその辺のところはやっていただきたいな、注意喚起をしていただきたいなというふうに思います。

次の2点目の質問に移らせていただきます。

安全対策・指導についてでございますけれども、自転車の安全点検等を年1回行っておられるという話ですけれども、やはり今ブレーキがワイヤー式になっております。ワイヤーがもし切れた場合には、もうどうしようもないというところにあるわけです。昔はロット式でしたから、ロットがしっかりとしていれば大丈夫だったというふうに思いますけれども、これが自転車だと、やはり中学で買って高校までということでございますので、自転車の点検等々はやはりしっかりとやってもらいたいと思うんです。月1回でも私は多くないと思うんですけれども、その辺のところはもう少し細かく点検をしていただきたいと思いますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 各学校によってまちまちというところも実際あるんですけれども、業者によります自転車安全点検は確かに年1回なんですけれども、それ以外に、先ほど申し上げましたように子どものほうで、いわゆる生徒会とか、大体どの学校も交通安全委員会とかそういった組織がございますので、そういったところを活用して、ただ専門家じゃありませんので細かいところまではもちろん見られないんですけれども、そういった形で点検している学校もございます。詳しい実態までは全て把握はしていないんですけれども、もう少し頻繁に何らかの形でやっているという学校が多いと理解しております。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひどのぐらいの頻度でやっているのか、各学校で、5校ですから掌握していただいて、きちんとやはり安全性というものを子どもたちに訴えていっていただきたいと思います。

次の子ども安心カードに移らせていただきます。

先ほどお示しがありましたけれども、子ども安心カードと似たようなものがあるというこ

とで、より一層充実をさせていただきたいと思います。

これは渋川市の緊急渋川市子ども安心カードというのをちょっとパソコンで引っ張ってみました。旭市のほうがすばらしいものがありますので、やはりこれを充実してやっていただきたい、このように思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

私の一般質問は終わります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（高橋利彦） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（１７番 滑川公英 登壇）

○１７番（滑川公英） おはようございます。

議席番号17番、滑川公英。

平成26年第1回定例市議会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

ロシアのソチで開催された冬季オリンピックの感動、いまだ冷めやらずの昨今であります。また、これからパラリンピックでも選手の皆様の活躍を期待しております。

また、もう数日で東日本大震災から3年経過いたします。被災された方々、地域の復興を心よりお祈りいたします。

我が旭市では、明智市政のこれから3年半の中で、旭中央病院の独立行政法人化、新庁舎建設、三川蛇園線の延伸、平成27年10月オープン予定の道の駅の建設と、早急に決断が求められているときです。そこで、旭中央病院、観光行政、新庁舎建設、広域ごみ焼却場について質問したいと思います。

初めに、旭中央病院について。

1番として、地方独立行政法人化について。

旭中央病院検討委員会は平成26年度中に独法化との答申でございましたが、総務省の公立病院経営改革ガイドラインの経営効率化、再編ネットワーク化、経営計画の見直しの三つの視点から、一部適用、全部適用、指定管理者制度、民間譲渡の工程になっているにもかかわらず、平成20年4月に発足した前市長の私的な経営検討委員会では、平成20年5月には中央病院主導で独法化を飛び越して指定管理者制度を選択し、着々と民営化を進めましたが、同

じ経営陣が今回巻き戻しをして、地方独法化とは大いなる矛盾ではないかと思います。市長はどのように考えておるのでしょうか。

2番目として、事業管理者について。

昨年3月27日、旭中央病院の院長と事業管理者の分離が実現し、二人三脚による医師確保も容易になるやに期待されましたが、全員協議会の報告によりますと医師の実数に変化があるとは報告されませんでした。事業管理者は市長任命の最高経営責任者であります。3月中には任期が切れ、どのような人事になるのか議会にお示し願えればと思います。

3番目として、監査について。

議案第10号で監査委員の増員を提案していただきまして、誠にありがとうございます。議場にいる皆様にはご存じのように、一般会計、特別会計、公営企業会計のトータルは約870億円です。2013年の売り上げは、サッカーくじt o t o、これが900億円を突破しています。また、一部上場のふりかけで有名な永谷園が703億円、柿の種の亀田製菓が912億円、東京ドームが810億円などで、いかに旭市の総予算が大きいかはかり知れます。今、監査委員の報酬はどのくらいで、近隣市との比較はどのようになっているのでしょうか、お示し願いたいと思います。

2番目として、観光行政について。

観光協会について。

今、旭市では合併して10年目を迎えようとしていますが、観光協会が二つあります。おのおの立派に活動して観光に貢献していますが、目的はただ一つ、観光PRでございますが、早期の構成、予算、会員数の情報を旭、飯岡それぞれの観光協会についてお示し願いたいと思います。

2番目として、情報発信について。

昨年も質問いたしましたが、インターネット上だけではなく、プレ道の駅ということで袋公園桜まつり、5月に第3回目の開催予定のV I L L A G Eの袋公園イベント、7月のY O U・遊フェスティバル、8月の七夕まつり、10月から11月にかけての産業まつり等に道の駅の事務局、観光協会、あさピー等をまとめてコーナーを開設し、旭市の観光、道の駅をPRすべきではないかと考えております。道の駅については平成27年10月オープン予定で、まだ1年6か月あるのではなく、あと1年半しかない、そのように考えておりますので、執行部のお考えをお示し願いたいと思います。

3番目として、2020年東京オリンピックのキャンプ場について。

ロンドンオリンピックの参加国、地域数は204でした。東京オリンピックではロンドンと同じぐらいと現在予想されています。この五輪効果を旭市はどのように生かしていくのか。外国選手の合宿誘致を最大限に生かしたのが、ワールドカップ杯のキャンプ地で名を売りましたカメルーンを誘致した大分県中津江村です。これにより知名度向上、国際交流が図られました。現在は合併して、大分県日田市となっております。旭市でも東総運動場、広大な海上キャンプ場があります。地域に合った相手国を探すべき、旭市としても外国人を受け入れる体制づくりを急ぐべきではないのでしょうか。

3番目として、新庁舎建設について。

庁内で検討し、今議会に提示された四つの候補地の利点と欠点、それぞれの建設にかかる費用、延べ床面積は全部同じだと思いますが、建坪と低層化、中層化、本体工事以外の工事費はどのくらいかかるのか、アバウトでいいですからお示し願いたいと思います。

大きい4番目として、東総広域市町村圏組合のごみ焼却場施設について。

このことは何度か質問しておりますが、先の全員協議会の中では、市長は銚子市が最終処分場用地を決断できないときには焼却場本体の建設を再考すると答弁しております。本議会でもその旨の答弁をよろしくお願いしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

2回目以降は自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目の旭中央病院について、（1）地方独立行政法人化について、（2）事業管理者について、2番目の観光行政について、2020年東京オリンピックのキャンプ

地について、4番目の東総広域市町村圏事務組合のごみ焼却施設についてお答えをいたします。

最初に、旭中央病院、地方独立行政法人化についてお答えをいたします。

平成20年10月に、総合病院国保旭中央病院の経営形態等に関する検討委員会が提出した報告書では、望ましい経営形態のあり方として、公設民営の指定管理者制度が挙げられました。その当時、私がこの検討委員会の一員であったことから、指定管理者制度の推進者と誤解されましたが、その報告はあくまで委員会の結論でありまして、私の個人としての考えは当時から公設公営を堅持し、医療環境の充実を図りたいと考えておりました。その考えは今でも引き継いでいますが、このようないろんな状況変化、そういった中で医療を取り巻く環境も非常に変わってきているわけであります。

そんな中で、一昨年の4月に医師の大量辞職ということがありまして、医師不足が叫ばれたわけであります。それについて、一昨年の10月に当時経営形態の検討委員会を発足したところであります。その結果が昨年5月に提出されまして、旭中央病院の経営形態としては平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとの報告書の結論がありました。このことは、病院経営に関して非常に重要な部分でありますので、対応については慎重に判断したいと考えておるところであります。

次に、旭中央病院の事業管理者について申し上げます。このことについては、議会でも何回か聞かれているところでありますけれども、事業管理者の任命につきましては、地方公営企業法第7条の2の規定により、地方公共団体の長の専権事項とされておりますので、現在粛々と人選を進めているところであります。

3番目に観光行政について、2020年東京オリンピックキャンプ地についてということでお答えをいたします。

キャンプ地の誘致ということですが、まず旭市の前に千葉県の時点での取り組みをご報告いたします。既に承知かもしれませんが、昨年の11月21日、知事を本部長とする東京オリンピック・パラリンピック戦略推進本部を設置いたしました。その後、県内市町村をはじめ、民間団体とも連携を図り、オール千葉で取り組む姿勢を打ち出しております。

県において、昨年12月に県内市町村に対し、外国チームのキャンプや事前調整等で活用可能な施設の確認調査を実施いたしました。本市の施設といたしましては、国体での卓球競技会場にもなりました旭市総合体育館を報告しております。また、市内には、県の施設ではございますが、第2種公認の陸上競技場である東総運動場がございます。こちらにつきましても、旭市の貴重なスポーツ資源でございますので、今後県との連携を図り、協力体制を整え

てまいります。

私の思いといたしましては、県に対しても積極的に働きかけるとともに、本市においても体育協会を中心に、さらに官民一体となった県施設の利用も含めた練習会場招致委員会等の組織を設置したいと思っております。

次に、4番目の東総広域市町村圏事務組合のごみ焼却施設についてであります。

先ほど議員は、これまで市長の答弁の中で、最終処分場が銚子市でできない場合はこの計画を断念するというようなお話でありましたけれども、今でもそのことについては変わりはありません。最終処分場ができなければ、この東総地区のごみ焼却施設についてはゼロからの出発ということになると思います。そのことは、東総の議会の中でもみんなが十分認識しているところでありますので、ご心配をいただいておりますけれども、そういうことで進んでいきたい、そんなように思っております。

ごみ処理広域化事業につきましては、平成10年度から現在の構成3市、旭市、銚子市、匝瑳市で取り組むことと決定しております。平成25年5月の市長会、首長会においても、今後もし引き続き構成3市での広域化を推進していくことを合意しております。

また、施政方針でも述べましたとおり、広域ごみ焼却施設及び広域最終処分場の早期完成を目指し、今、銚子市、匝瑳市及び組合と連携をとりながら、ごみ処理事業に支障がないよう進めているところであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） それでは、1点目の（3）で監査についてという項で報酬、幾らかというのがご質問の中ではございました。4万9,000円です。

近隣はというところでありますので、銚子市が7万6,000円です。香取市が5万7,000円です。匝瑳市が4万5,000円です。

続きまして、新庁舎、3点目のご質問です。新庁舎についてでございます。5点たしかご質問があったかと思えます。1点目は候補地四つの比較であります。

まず一つ目に、この庁舎の敷地であります。現庁舎敷地へ建設する場合は、北側に寄せて建設することになります。新庁舎完成後に現庁舎を解体し、駐車場を建設します。職員駐車場借り上げの問題は継続します。なお、隣接地購入も考えられます。これが一つ目です。

それから二つ目、文化の杜公園です。環境はすばらしいところです。ところが、文化の杜公園に建設する場合には、都市計画の変更を行わなければならないというのが一つです。そ

れから二つ目として、公園整備において国の補助金である交付金を活用したために、この補助金の返還が懸念されるというものであります。

次に、旧海上中学校の跡地です。土地の面積に関しては問題がありません。ところが、排水路、接続道路、この整備が必要になるわけです。それと、地理的重心及び人口重心、中心ではないということですね。離れてしまい、他の公共施設からの距離もほかの三つの候補地と比べまして遠くなりますというものです。

最後に、消防本部付近に設置という候補地です。まさに、地理的には中心であります。ただ、庁舎建設の前に用地取得において時間を要するということになるわけであります。

続きまして、外構費用、それにたどり着くための、建物ではなくて、周りの費用はどのくらいかというたしかご質問があったと思います。この辺は全く、先ほど、想定ができないところがありますので、この場で幾ら概算でも今申し上げる状況ではないということとはご理解いただきたいと思います。

それから、建坪というご質問がございました。延べ床面積は約1万2,000平方メートルということにしてあります。それから、低層化、建物の高さのことのご質問がございました。例えば、ここに設置するのであれば高くなるでしょう。ほかの候補地であれば低くなる。この辺も、これから細かく設計していくところですので、あまり詰めた言い方はこの場では差し控えたいと思います。

それから最後に、金額はアバウトでもいいからという、たしかご質問がございました。これは、1月31日の全員協議会の中でも、近隣の状況も見て40億円から100億円の全く、本当に答えになっていないような金額を述べさせていただきました。今の段階では、そういった状況でありまして、それ以上細かな数字はまだ、幾らアバウトでも申し上げる状況ではないということ、この辺もご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の観光行政につきまして、2点担当課のほうからご回答させていただきます。

最初に、観光協会でございます。ご質問のように、現在旭市には二つの観光協会がございます。それぞれ組織構成、予算、会員数等をご報告させていただきます。

最初に、旧旭市エリアを担当しています旭市観光協会でございます。この協会は昭和54年に設立された団体でございます。団体会員数としましては、実は7団体という、そういう表現でございます。それと、三つの組合ということでございます。この7団体というのは、七

夕市民まつりの実行委員会、旭市観光協会の矢指支部、あるいは東総釣友睦会、旭芳会、花木盆栽愛好会、袋公園桜まつり実行委員会等でございます。あるいは、あさひ砂の彫刻美術展実行委員会、そういう団体が加盟をしている。三つの組合というのは、民宿組合あるいは運輸組合、旅館業の方々ということになっております。

予算的なことでございます。旭市観光協会につきましては、会費収入としまして昨年24年度の決算ですと、会費として69万円、補助金等を入れまして、市からの補助金等でございます、等を入れまして、総額決算としては1,267万4,634円ということになっております。

もう一つ、旧飯岡町のエリアを管轄しています飯岡観光協会がでございます。これは、昭和44年に設立された団体でございます。この飯岡観光協会につきましては、昨年4月1日現在、会員数、一般の方が76名、特別団体4団体、これは商工会、写真ボランティアの会、漁協等になっております。そういう組織構成になっております。

この飯岡観光協会の予算というか、24年度の決算につきましてご報告いたします。24年度の決算ですと会費で20万6,000円、市からの補助金等が163万9,600円等と合わせまして、決算の金額につきましては収入で246万1,488円ということになっております。

続きまして、議員のほうから観光情報発信につきまして、特に26年、いろんなイベントの中で道の駅のPRをというご質問をいただきました。議員から言われましたように、私もそう考えております。あと開業まで1年半あるということではなくて、1年半しかないという、そういう理解で進めていきたい、そういうふうに考えています。

特に、道の駅の紹介ということで、我が課のほうは商工会と一体となりまして、商業者の方にもぜひ道の駅を応援していただく、あるいは出店をさせていただく、そういうようなことで各イベントの中では道の駅に賛同いただく商店の方々、それらを取りまとめ一つ、それらの方々組んで出店できればな、そんなことでとりあえずは桜まつりから呼びかけをしていきたい。

特に、現在道の駅開業に向けまして、うちのほうの課では特産品の開発等を行っております。この売れるようになった特産品、これをぜひそういうイベントで紹介をしていきたい、そういうようなことでそういういろんなイベントを使いまして、道の駅、これからできるんだということで発信していきたい、そういうふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 大変親切な答弁ありがとうございました。

最初の中央病院のほうから再質問をさせていただきます。

20年10月の中央病院職員説明会では、民営化に伴う住宅ローンの借りかえあっせん、21年3月議会に指定管理者制度の議案上程まで説明をしております。市民、職員の理解、合意形成が今回の独法化の、早期の独法化への早道だと思いますが、病院執行部は6年前の民営化と同じようなことで、病院職員に対して十分な説明をしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院側としましては、まず報告書が出された段階で、現状を2回ほど会議等を通じまして、こういう方向性が出されたということを公式に説明をしております。また、先日来2回ほど市主催の職員に対する説明会を病院内で開催させていただいております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 非公務員型の独法化、これは職員配置や弾力化が図られます。また、予算の単年度主義ではなくなります。複数年契約や柔軟な人事給与制度の導入が可能であります。今、現実予約制なのに大幅な待ち時間、市民のために、旭中央病院にかかりたいと思ってもかかれない。市民のための医療サービスがどんどん低下しているような現状の中で、地方独法化を早く進めた場合にどのような医療サービスが改善されるのかお示し願えればと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） やはり、私ども病院の今最大の課題は、医師の確保が極めて重要だというふうに考えております。先日の全員協議会でもご報告させていただきましたけれども、まだ増加というところまでは至っておらないという状況です。何とか減少を食いどめているところが現実でございます。

そういった中で、やはり少しでも柔軟な勤務体系等によりまして、医師の確保にしっかりと資するような形にしていきたいというところが大きな狙いだというふうに考えております。やはり、来ていらっしゃる患者さんのサービス等の充実には、何といたしてもやはり医師の充足、これなくしてはやはりサービスの向上というのはあり得ない基本線でございますので、まずこの点についてしっかりと取り組んでいければというふうに考えており

ます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） そうすると、独法化は医師の確保が最重要だから、そちらを先にやる、そういう方向で検討しているわけですね。

独法化すると、中期計画を立てるわけですがけれども、もし赤字化になる可能性というのは想定しておるんですか。中央病院が経営改革プランの中で、作成した改革プランの大まかな評価も議会には出ておりますけれども、この場をおかりしてぜひ発表していただきたいと思っています。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 病院としましては、独法化の大きな目的を二つ抱えております。

一つは、現在私ども病院は皆様方のおかげをもちまして、60年間良好な経営を維持しております。この良好な経営を維持するというのが、やはり独法化の大きな一つの目的でございます。将来に向かって、永続的に良好な経営を維持していくということがやはり大きな目的の一つでございます。

それともう一つが、先ほど言いました医師の確保に資する、この2点を病院側としては独法化の大きな目的、効果だというふうに考えております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ありがとうございます。

では、2番目の事業管理者についてお尋ねいたします。

旭中央病院の25年度決算予定では約8億円の黒字と議会に提出されております。しかし、中央病院の退職手当負担金を一般会計から約6億円、中央病院に繰り出しております。それと、今、旭中央病院は旭市営でございますから、固定資産税は1円も払う必要がありませんよね。これ約300億円としても、1.7を掛けましても約5億円くらいになると思いますが、これが民間病院ですとやはり租税公課ということで負担がかかるわけです。トータルして、11億円優遇されているのではないのでしょうか、今回の決算予定の中では。これは、小学校低学年でも分かることだと思いますよ。24年度の黒字の1.4億円というのはやはり固定資産税を同じくらい払ったら大赤字になっているわけですよ。民間企業では、業績不振であれば経営者は当然解任されます。医療だけは聖域でいいのでしょうか。これは、市長にお考えをお示

し願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 病院経営、自治体が公立病院を持っているという自治体いっぱいあるわけでありましても、その経営内容はあまり芳しいというような状況ではないわけでありまして、そういった中で60年間黒字決算を出していただいている中央病院、やはりそれなりの努力、そしてまた先生方の大変なお骨折り、そういったものがあつたればこそと、そんなふうに思っているところでありまして、先代、先々代の院長、そして今の院長、そういった体制も非常に評価をできるものではないのかな、そんなふうには私は思っているところでありまして、市民の皆様方にもご理解をある程度いただいているところだと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 近隣の公立病院では、旭中央病院から比べるととてもひどい経営をしているのは皆さんご存じだと思います。

旭中央病院はやはり医師、看護師、職員の全ての力によりまして、断トツな誇れる実績を残していると思いますが、医療従事者の過重労働の改善はあるのでしょうか。

1市3町が合併した17年議会の答弁のときに、約10億円くらいは過重労働を解消するにはかかるのではないか、そのような趣旨の答弁もいたしております。いまだに改善されていないのでしょうか。医師の疲弊が医師不足の最大の原因であると思いますが、医師マンションが悪いから医師不足の原因とは責任転嫁ではないかと思います。いまだに24年に11名不足し、診察室の閉鎖等が継続しております。医師不足は当然ですけれども、これについての対処はいまだにしていないのと同じじゃないですか。私の考えだけではないと思います。中央病院にかかりたくてもかかれない市民の方々もたくさんいる。お金を出さないとかかれない、何で旭市が経営している病院に市民がかかれないのかというのが市民の最大の不満だと思います。答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 何点が含まれていると思いますので、まずマンション等につきましては、やはり退職の理由は複雑な要因、あるいはいろんな要因が重なっておりますので、医師の居住環境改善するということも、とるべき一つの方策だというふうに私どもとし

ては考えております。ただマンションを建てれば、全てが解決するというものではないというふうに私どもも認識しております。幾つかのやはり改善すべき点をやっていく中の一つのものだというふうな理解を私どももしております。そのような形で進めていきたいというふうに思っております。

また、市民の利用に関しましては、大変難しい国の政策との兼ね合いもございます、今病院の機能分化というのが国のほうで強力に進められておりますので、一定のそういった政策に沿って進めていくということもやはりやむを得ない面もございます。そういった面で紹介状をご持参いただくというような施策を進めておりますので、その辺が市民の方に不便をおかけするということは多々あるかとは思いますが、やはり国の強力に進めている機能分化という中で、一定面やむを得ない面もございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先ほど質問しました職員に対する周知徹底、これと同じように、今の事務部長のお話では、やはり市民の皆様にも国からもこういうことが来ているということでもっと周知をしていただかないと、何やっているんだというのが大体、我々に対する批判なんですよ。

それで、今千葉市では市立病院の事業管理者に千葉大学の齋藤康学長を招聘する予定だそうです。選挙期間中、旭中央病院に対する苦情や辛辣な意見が数多く、私は聞いております。新しい器には新しいお酒ということわざもありますが、平成27年4月、東金市にオープン予定の地方独立行政法人東千葉メディカルセンター、これは既に、これは千葉大系なんですけれども、医師30人のうち29人を確保しております。成田市に近い富里徳洲会病院がやはり27年8月にオープン予定でございます。中央病院を取り巻く医療環境というのは厳しさを増していると思いますので、経営者はどのようにこういうことに対しては対処していくのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） ただいま議員ご指摘のありましたように、近隣にもそういった新しい医療施設ができる、また国の進めているそういった医療政策というのもございます。そういった中で、やはり我々病院を取り巻く環境は非常に厳しくなっているというのは我々も当然のことながら認識しております。

そういった中で、やはり的確なカジ取りをしていくということが、これまで以上に強く求められているというふうに私どもとしても感じております。やはり、そういった中で先ほど言いましたように、できましたならば私どもとしてはそういった厳しい環境を迎えるときだからこそ、やはり自由度の高い経営手法というもののなかでしっかりとした経営をしていきたいというように考えております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

私は、6年前から地方独法化を進めるべきでないかと主張してまいりました。地方独法化を反対しているわけでは全然ありません。

監査についてお伺いいたします。

報酬も極めて少なく、全ての疑問点を検索できるのでしょうか。これでは不安です。民間企業であれば、四、五千万円の売り上げがあれば、今代表監査委員の1年間の報酬くらいは払っていて当然なわけです。監査委員報酬が極めて安いのではないのでしょうか。今度、1名増員する監査委員は公認会計士が数多く所属する中央の監査法人も一つの視野に入っているのかどうか執行部にお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 外部監査ということだと思います。視野に入っておりません。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（米本壽一） いません。いないです。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） そうですか。それは大変なことですね。

平成19年ころだと思いますが、旭中央病院の決算で、それまで10年近く同じ貯蔵品金額でそれが1年で1億円をふやし、倍増の約2億円近くについて議会で質問しましたところ、暴言だ、謝罪しろ、議事録削除しろと、当時の監査室、代表監査に詰問されましたが、翌日逆にその方々に謝罪していただきました。これは何なんでしょうね。当時でも総予算額は700億円だったと思います。増員になった場合のプロの監査委員の担当はどのように考えておるのかお示し願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 今度増員になるわけです。報酬もちろん、金額は変わりませんが、今プロのとおっしゃいましたけれども、今増員する監査委員、知識を有する、見識を有する者の中から選ぶ1人なんですけれども、まず行政経験ある者というふうに考えておる、ここだけ申し上げたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 昨年、旭中央病院の監査について、外部監査は必要ないとの答弁でしたが、ニュートラルな監査法人の導入が全部適用であろうと、これからなるであろう地方独法であろうと、やはり最大の改革につながるのではないのでしょうか。行政では前例にないことを行うことに抵抗感を持っている方々がたくさん多く見られます。速やかに実行していただき、誰が見ても公明正大な監査ができるような体制に早くしていただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員の今の趣旨がよく分からなかったんですけれども、先ほど今度は増員して割り振りの話も出ました。あと、議案質疑のときに佐久間議員もやはり言いました。それはもちろん、3人になってから協議して決めることになるわけでありまして。これからの体制、協議してやっていくということで答弁をお許しをいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、大きい2番目の観光行政について質問いたします。

飯岡と旭市の観光協会につきましては、これ合併するといっても大変な差がありまして、今まで9年間でできなかったのかなと思いますが、これについて近隣の観光協会についての構成とか会員数とか、その辺が分かっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今の近隣のということでございます。実は、平成の合併で県下で12の地域で市町村合併されたものでございます。観光協会が合併できていない市、これは実は二つあります。この旭市とお隣の香取市ですか、香取市は水郷と小見川ということで、まだ香取市はなっていない。あとは、それぞれ一つになっているということでございます。ただ、匝瑳市につきましては一つにはなっていますが、旧野栄町の観光に携わる方の

会員はないということで、合併のときに消滅して旧八日市場市の観光協会がそのまま匝瑳市の観光協会になっている、そういうことを聞いております。

ちなみに、先ほどの12のところ、観光協会の中でNPO法人を組織して法人格を持ってやっているところが二つございます。印西市と山武市ですか。さらに、社団法人ということで組織している観光協会、鴨川市と成田市、これらがあるということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 執行部は、この観光協会の統合、合併についてどのように考えておるのでしょうか。現状でいくのでしょうか。それとも、やはり旭市のために合併していったほうがいいと思っているのですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 市のほうの考えということで、我々も幾つか実は観光協会に思いがございます。

一つは、今二つある観光協会をただ単に一つにするというだけでは、実は旧海上町、旧干潟町、ここにも観光資源がいっぱいあるわけですね。これが、実は観光協会に属していませんので、全然観光のPRが協会としてできていない。ですから、我々は単純に二つを一つにするということじゃなくて、旭市全域の観光をぜひしていきたい。これがいろいろ、議員から次に出ますオリンピックの誘致に掲げて、最終的にはオリンピックでいろんなお客が成田へ来て成田から帰って、そのまま帰るんじゃなくて、ぜひその方々が旭市に来て最終的には泊まって帰っていただいてお金を落としていただきたい、そんなことで観光協会、早急に一つにしないと、ということで考えています。

先般、実は飯岡観光協会につきましては、昨年暮れの12月27日に合併に向かって我が協会についてはいこうという、そういう役員決定をいただいております。そういうことを踏まえて、我々先般、実は監査委員さんからも行政の強い指導力をもって一つに早くしろということをご指摘いただいております。それに向かって課としては動いていきたい、そういうふう考えています。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 前向きな答弁、大変ありがとうございます。

観光協会、飯岡の観光協会は観光に携わる方々がみんな会員になって、年間費を払ってい

る。旭の観光協会は旭の市から、行政からもらった金を観光しているところにばらまいているだけなんですよ。こういうことをやったのでは、旭市は幾らたったってよくならないんです。やはり、今回統一するのであれば、会員をちゃんと募って、ないしは観光に支援するよと、そういうようなサポーターをやはり会員にしてやっていかなければならないと思いますが、その辺については、今課長が言ったようなことで、旭のことを、旧旭市の観光協会は全面的に改組をしてという方向で捉えてよろしいんですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今の議員から幾つかご指摘いただきましたけれども、うちのほうの課として今考えているのは、会費を払った方が観光協会に入ってやっぱりメリットがあったという、そういうふうにしないと会員数というのは伸びていかないのかな。そんなことで、会員は観光業に携わる方に多く入っていただき、それをまた市民の方もサポートしていただける方も入っていただく。例えば、現状ですとかんぽの宿等はちょっと入っていないという情報もいただいています。何でそこが入っていないのかなということで、そういう何かメリットがないから入っていないのかなというのも含めて、観光協会を一つにして会員がメリットのあるような組織、それにはぜひしていきたい、そういうふうを考えています。

実は、隣の、隣ではないです。ちょっと越えた成田市では、先般日曜日、既にオリンピックを見据えて、観光塾というのを開催しているんですね。ちょっと、私も参加しましたけれども、成田市の旅館業あるいは成田山も含めてみんなでおもてなしをしようという、そういう動きもございます。成田市には負けられないように取り組んでいきたい、そのように考えています。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ぜひそのように取り組んでいただきたいと思います。

情報発信についてなんですけれども、ソーシャルネットワーキングサービス、SNSですね。一つで世界で8億人が入っている、加入している、実名登録をしているのはフェイスブックですよ、日本でもミクシィとかグリーとかありますけれども。本年3月から、フェイスブックの試験運用を開始ということで採用していただき、本当にありがとうございます。旭市の情報を絶えず発信していただくということで、アバウトではありますけれども、これ担当の課ないし職員というのはいるんでしょうか。普通はなくてもいいんですけれども、やはり旭市の情報発信していただくんだったら、何人かにお願い、課の、課というより職員の

中でもお願いするというのもあってのいいような気がするんですが。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） フェイスブックの3月から9月までの試行運行という形で今企画政策課の情報管理班が主になって、商工観光課と連携しながら情報発信をしていきたいというように考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

ぜひ、旭市の既存にあるホームページ、それと一緒に合わせて相乗効果を發揮していただき、これからつくる旭市道の駅につきましても、観光情報発信をセットとしてやりたいと思っておるんで、その辺の後方支援もぜひお願いしたいと思いますが、企画課としてはどのように考えておるのでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 道の駅の中に、議員も今準備委員会の委員長ですのでご存じだと思うんですが、情報発信施設という形で拠点をつくります。その中には、道路、防災、観光、物産、イベント情報等、あらゆる情報の発信をそこから行うということの施設をつくっていききたいと思いますんで、その辺でご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

次に、キャンプ地、オリンピックのキャンプ地の誘致なんですけれども、県も推進しておりますけれども、日本全国ではもう何か所も手を挙げている地域がございます。言語や習慣への配慮をし、成田に隣接する地域ということで最大限にPRをしていただき、また内外の格安航空会社が成田を目指し、やがて30万回の離着陸になると思います。やはり、訪日外国人にも、旭市のほうにも回遊してもらうシステムをぜひ行政としてつくっていただき、先ほど商工観光課長が言われたような、旭市にやはり金を落としてもらう、そのようなシステムを早期に、もう6年しかないんですからつくるべきではないかと思いますが。

ちなみに、2013年度の成田の国際の離着陸回数ですけれども22万1,692回、旅客人数が

3,538万人も来ているわけです。これを、数%でも東総地域に回遊していただければ、相当な経済向上になると思いますので、ぜひ先ほど言いました組織を早くつくってもらって、やはり観光客の回遊ないしはキャンプ地の立候補、その辺を速やかに進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど冒頭でも答弁をいたしました。

まず、県と連携して招致はしていかなければならないということは大前提でありますけれども、旭市としてどんなものをどんな形で招致できるのか、そういったものをやはり考えをまとめていかなければ、個々にいろんなことをやっても困りますので、そういった招致準備委員会、招致委員会みたいなものをぜひ早急につくっていききたい、体協を中心にしながら、議会の皆様方にも何人か出ていただくとか、いろんな形で招致委員会といいましょうか、練習場の招致ですけれども、そういった部分をつくっていききたい。

そんな中で、旭市は本当に温暖な海もあるし、平たんな土地でありますし、東総運動場、総合体育館、海岸の景観、そういったものもありますので、ぜひ強力に推し進めていきたい。

それともう一つは、やはり成田空港の東側の連携といいましょうか、香取・海匝地域の首長間で、連絡協議会なるものをつくっているわけでありましてけれども、その首長会員を通じてこちらにぜひやってほしい、県にも強力に要望していきたい、そんなふうに進めているところでありますので、これからがいよいよ勝負だと、こんなように思っておりますので、ひとつ議員の皆様方にもいろんなアイデアをいただきながら推し進めていきたい、そんなふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 大変ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

大きい3番目の新庁舎建設につきましては、先ほど課長のほうから申し述べてもらいましたが、一覧表として議員ないしは市民に配っていただきたいと思います。そうすれば、一目瞭然に分かると思いますんでね。ぜひ約束していただきたいと思いますが。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 公表ということであります。今、公表できるものは構想です。構想ができ……

(発言する人あり)

○総務課長（米本壽一） 今、実は2月にパブリック・コメントをやっているわけです。その中でも、構想の素案を載せていろんな意見を聞いています。ここで公表しています。議員にも、もちろん候補地を比べての1月31日全員協議会で出しました。また、案ができましたら、またお示ししますので、公表しろと言えば今やっているし、これからもやるつもりであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） よろしく願いいたします。

誰にでも分かるようにだったら、A、B、C、Dの土地があるんですから、それに対して、これについてはマイナスになるとかプラスだとか三角だというのがあるわけですからね。そのようなことくらいまではやってもらったほうが、旭市民の周知が集まると思うんで、ぜひお願いしたいと思います。

最後のごみの問題なんですけれども、今議会からの議案にも多数ありますが、国からの通達で速やかに条例改正しているというのが現状だと思うんですけれども、なぜ平成9年に環境省通達が広域では絞られているんですか。それに、絞られているわけですよね。全く理解に苦しみます。

その後、平成17年環境省通達で、5万人以上があれば広域でなくても、単独でできる、建設できる、これは銚子市の前市長が発言で広域の議事録にも残っております。通達の整合性に欠けるのではないですか。新しいものが上乘りしていく、更新していく、リニューアルしていくというのは当然の話だけれども、なぜごみにだけ平成9年の通達を大事に守るのか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 平成9年の通達ということは、5万人以上の広域でなければごみ焼却場はできないという通達ですか。

(発言する人あり)

○市長（明智忠直） それをいただいてから3市の首長、3市にまだ合併にならないから、3市4町だったのか分かりませんが、その首長会でその広域でごみ焼却場をつくらうというような合意形成がされたわけで、その第1候補が旭市の遊正地区ということになったわけでありまして。その9年の通達を受けて、第一義的に旭市で焼却場をやろうということが、

計画をずっと続けてやってきたわけでありまして、それが没になって今回また新たになったわけでありますけれども、依然として5万人以下でもつくれる、補助対象になるというような通達が後から出たわけでありますけれども、3市で合意形成をして3市でやっていこうというような状況になった中で、3市の首長もそのままで広域でやろうということにつながってきたと、私は認識しているところでありますのでよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今、今回のごみの広域というのは、銚子市、旭市、匝瑳市の3市でやるわけですが、ここに24年度の決算シートを読みますと、財政調整基金はそれぞれ銚子市が5,547万円、旭市が38億5,194万円、匝瑳市が18億4,407万円、それと将来負担比率というのが、銚子市が197.9、旭市が83.2、匝瑳市が51.7、こんなに開きのある財政で仲よく本当にできるんでしょうかというのが、ここにかかわっている方々の考えではないでしょうか。

将来にとってもなく不安を示している自治体が、建設費やランニングコストの一番高いシャフト炉、これは溶鉱炉の技術を転用で、全国シェア約7%から10%しかありません。今、3市ともやっているストーカ炉が全国で80%のシェアを超えています。特に、銚子市がこのシャフト炉に固執しているのはなぜなのでしょう。分かっている範囲内でご教示をお願いしたいと思います。

ちなみに、銚子市の25年度末の財政調整基金ですか、これは156万円まで減少するとの新聞報道が既に出ております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 3市の財政状況、大変心配をしていただいているわけでありますが、非常にこの問題、将来的な問題でありまして、難しい部分もありますけれども、現在の3市のごみ焼却場にかかっているお金は17億円くらいあります、1年間。

そういったものを考え、そしてまた銚子市、一番財政が今苦しいというような銚子市でありますけれども、銚子市も数年で建てかえなければならない時期に来ているわけであります。単独市でごみ焼却場を再建をするということになれば、今までより、広域でやるということはランニングコストでは3割、初期投下では2割、単独でやるより、単独というよりストーカ方式とシャフト方式を比べても広域でやるほうが2割、3割軽減されるわけであります。

そういったいろんなことを考えながら、広域でやることについて、銚子市としては何ら心

配はないというようなことを私どもも聞いておりますし、当然必要なものでありますので、銚子市としてもやらなければならない、そんなような状況の中で、今合意形成をつくりながら、議会の理解をいただきながら、ただストーカ方式とシャフト方式の部分についてはそんなにランニングコスト、20年間のランニングコストを比べますと、シャフト方式のほうがずっと安くなるわけであります。

よく資料を見て研究していただきたいと思いますが、シャフト方式は、かなり2割ぐらい安くなるという結果が出ておりますので、そういったところも、もう1回数字を見ながらご賛同いただきたい、そんなように思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） それは検討委員会の、広域の検討委員会の資料であって、そうでない資料、要するにシャフト炉はやばいんだよ、安全性にもやばいんだよ、コストもかかるんだよという資料も出ているわけですね。検討委員会の資料が本当に100%正しいかどうかというのは、現実のところ分からないのが本当ではないでしょうか。

それで、平成17年当時も今も旭市のごみ、これの収集量の1.5倍を銚子市は今でも平気で出しているわけですよ。何で6年も、今も同じなんですか。こういういいかげんな市で、これから約束を守れるのか、そういうことなんですよ。

ですから、なるべくだったら東総地域はそんなに豊かなところではないんですから、もっとお金のかからない、人口が減っていくところですから、なるべくお金のかからない、安い、危険性のない、従業員に対しても危険性のない焼却炉を導入すべきではないかと思いますので、これは答弁いりませんけれども、その辺のことも、市長、よく頭の中に入れておいていただきたいと思います。

終わります。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時10分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 太 田 將 範

○議長（高橋利彦） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 座席番号9番、日本共産党、太田將範でございます。

ただいまより、一般質問を行います。

大きく分けて3点について質問をいたします。

まず、第一に保健と医療行政についてということで、旭市総合計画、後期基本計画では、本市の平均寿命は国・県と比べ低く、生活習慣病などの増加により健康寿命への延伸が課題となっております。しかし、地域の医療需要の把握と供給体制については、基本計画では明確な方針が見えてきません。また、保健の充実と医療の充実が並列的に並べられており、その関係も余り明らかになっておりません。また、今までの市長の発言からは、医療は旭中央病院にお願いしていますということで済まされております。他の保健や予防事業との意欲的な関連について方向性がほとんど見えません。健康増進、保健医療についての総合的な計画は地方自治法上最も大切な自治体の使命としてあると思います。この点についての市長の見解を求めたいと思います。

（1）その中で地域医療についてどういったものを想像しているのかどうか、このことについてお尋ねします。

次に、自治体病院の役割として倫理綱領があり、旭中央病院も理念と基本方針で形式化されております。これの説明について行ってください。

小さな3番目として、自治体病院である旭中央病院は、1と2との関係でどのような形態が望ましいのか、市長の見解を求めたいと思います。

次に、大きな2番目としまして、子ども・子育て支援行政についてということで質問します。

子ども・子育て関連法に基づき、来年の4月より子育て支援新制度の実施が予定されております。自治体が保育の現物給付を行う現制度と介護保険や障害者総合支援のように利用者の直接補助、直接契約方式に変えるということが骨格になっております。しかしながら、市町村の保育を実施する義務は残ることになりました。また、就学前の子育て支援は非常に複

雑になっております。来年4月新制度に移行することになりますが、それに間に合うためには今年の秋ごろまでに子育て支援についての制度設計を済ましておくことが必要になります。子ども・子育て支援会議が設置され支援事業計画を作成し、事業認可基準などを地方条例で定めることとなります。しかしながら、子育て支援について議会や保育園、幼稚園などの関係者、保育指導を受ける権利のあるご父兄の皆さん、こういったところに十分な説明がされていないと思います。子育て支援について旭市の方向がいまだにはっきりしません。つきましては次の点について質問をいたします。

法改正のあった「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法」、「児童福祉法」などの関連法についての説明を求めます。

子ども・子育て会議の役割と今日まで旭市の中でどのような議論がされているのか、これについて報告を求めたいと思います。

今後の旭市の子育て行政について市長の見解を求めるものであります。

3番目としまして、生活保護行政について質問いたします。

昨年末に生活保護法が改正され、窓口の申請方法、扶養義務者への書面による通知、稼働層に対する就労支援の強化、福祉事務所による調査権限の強化、不正受給の罰則の引き上げ、医療扶助の適正化など大幅に改正になりました。運用によっては申請権の侵害や保護の停止、医療を平等に受ける権利の侵害などに結びつきかねません。生活保護行政の縮小、後退になりかねません。また、昨年8月、今年4月、来年3月とかけて保護基準が10%近く引き下げになります。保護基準が引き下げられますと自治体の各種の公共料金の設定や教育福祉制度の利用に影響が出てきますし、その範囲も広範囲になります。この点についての説明を求めています。

1番目として、「生活保護法」の改正点について新・旧の変更点について説明をしてください。

2番目、新法による生活保護行政が旭市の場合どのような運用になっていくのか、あるいは変更になっていくのか報告をお願いいたします。

3番目として、生活保護基準の引き下げについて説明を求めます。

以上、壇上での質問はこれで終わりにします。次以降の質問は自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 太田将範議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目の保健と医療行政についての（1）地域医療について、3番目の旭中央病院の経営形態について、大きな2番目の子ども・子育て支援行政について、（3）番目の今後の子育て行政の方針についてということでお答えをしたいと思います。

1番目の地域医療についてということであります。

旭市の将来都市像は「ひとが輝き 海とみどりがつくる 健康都市“旭”」であり、健やかでやすらぎのあるまちづくりを目指し保健事業の充実を図ってまいりました。

この成果として、平成22年度の旭市における平均寿命は、男性79.0歳、女性86.1歳と平成17年度に比べ男性で1.7歳、女性で2.3歳延伸しております。

平成26年度には、生活習慣病予防のため「あさひ健康応援ポイント事業」を創設するほか、さまざまな病気を引き起こすなど、全身の健康づくりの源となる、歯と口腔の健康づくりを推進する「旭市歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定し、保健事業の充実を図ってまいります。

ひいては、医療費の抑制についても大きく寄与できるものと考えております。

なお、これからの長寿社会に向けて、市民が健やかで明るい日常生活を送るため、健康寿命の延伸を目指す施策として、総合的な健康づくり計画につきましても、平成26年度中に策定してまいります。

次に、保健と医療行政の3番目の旭中央病院の経営形態についてであります。

昨年5月に提出された報告書では、旭中央病院の経営形態を平成26年度末までに地方独立行政法人へ移行すべきとのことであります。

このことは、60年の歴史がある中央病院、そしてまた病院経営に関して非常に重要な部分でありますので、対応については慎重に判断したいと考え、これまでに議員の皆様をはじめ、市民の皆様や病院職員へ説明するとともに意見を伺ってまいりました。

皆様からいただいた意見は、将来にわたっての健全経営を望むものでありますので、中央病院の経営形態については、今後の厳しい医療情勢への対応を考慮するとともに、国が主導して各病院の役割分担を決める新たな制度の動向を見ながら、慎重に判断してまいります。

3番目の子ども・子育て支援行政についてであります。

「旭市基本計画」にあります、「健やかでやすらぎのあるまちづくり」や、「心豊かな人と文化をはぐくむまちづくり」などの基本方針等との整合性を図りながら、幼児期の教育や

保育のみならず、母子保健や市独自の人口減少対策などとともに総合的に検討してまいりたいと思います。

先ほどご質問がありました、子ども・子育て支援事業計画、子育て会議を通しまして、支援事業計画などを来年度中に計画を作成していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからは、1番の保健と医療行政の（2）番についてですが、具体的な運営方針についてですので病院側から回答させていただきます。

自治体病院の倫理綱領と旭中央病院の理念と基本方針について、というご質問でございますが、当院も加盟しております全国自治体病院協議会では「自治体病院の倫理綱領」を定めております。住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命とする。そして、「地域医療の確保」、「質の高い医療の提供」、「患者中心の医療の推進」、「医療安全の徹底」及び「健全経営の確保」の5つの行動指針を定めております。

また、当旭中央病院の基本理念は、「すべては患者様のために」でありまして、地域の皆様の健康を守るために、常に研鑽に努め、医学的にも経済的にも社会的にも適正な模範的医療を提供することとしています。

さらに、基本方針としましては、皆様の満足と信頼が得られる病院を目指します。患者様の権利と尊厳を尊重いたします。十分な説明と納得に基づく診断と治療を実践します。常に安全に配慮した医療環境の実現に努めます。など11項目の基本方針を定めており、この基本理念と基本方針のもとに日々業務を推進しているところでございます。

今後とも良質な医療サービスの提供に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、私のほうから2番子ども・子育て支援行政について、（1）と（2）についてお答え申し上げます。

法改正のあった「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法」、「児童福祉法」など関連法については、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」と呼ばれている「子ども・子育て支援法」、それから「認定こども園法の一部改正法」、それから「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が議員おっしゃられましたとおり可決・成立されております。

この関連 3 法に基づいては、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に施行する予定となっています。

この新制度の詳細な内容につきましては、国の子ども・子育て会議において、いまだ論議をされている段階で完成しておりません。本年度3月末までには、各種政省令や運用基準などの多くが示されると聞いておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

また、新制度の施行時期は、消費税が10%になる年度の4月1日とされておりまして、消費税増収分の一部によって、この子ども・子育て支援を充実することされております。

次に、(2)の子ども・子育て会議の役割と今日までどのような議論がなされているかという質問にお答えいたします。

旭市子ども・子育て会議は、「子ども・子育て支援新制度」に関する事業計画の策定・進捗管理などについて、保護者の方を含む子ども・子育て支援の当事者などの意見を聞くための会議でございまして、本市の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的としています。

委員は15名で、子どもの保護者、教育・保育関係者、子育て支援事業の従事者、学識経験、その他市長が必要と認めるものとして、主任児童委員の代表者、保健推進員協議会の代表者で構成されております。

第1回子ども・子育て会議を12月11日に開催いたしました。第2回をこの3月18日に開催する予定となっております。

第1回目は、委嘱等とそれから制度の説明が主でございました。今回、2回目の3月18日の内容といたしましては、国が示すスケジュールに従いまして、市事業計画策定の基礎となりますニーズ調査や教育・保育の量の見込みについて意見をいただくこととなっております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） それでは、私のほうから3番目の生活保護行政についてお答えい申し上げます。

初めに、(1)今回の「生活保護法」の改正内容についてお答えいたします。

今回の生活保護法の改正は、支援を必要とする人に確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考え方を維持しつつ、「就労・自立支援の強化」、「不正受給への厳正な対処」、「医療扶助の適正化」などを中心に改正が行われました。

就労・自立支援の強化につきましては、就労による自立の促進を図るべく、就労自立給付金の創設、健康・生活面等に着目した支援などであります。

不正受給への厳正な対処としましては、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引き上げ等であります。

医療扶助の適正化につきましては、指定医療機関制度の見直し、後発医薬品の見直し等でございます。

次に、（２）今後の生活保護行政の運営についてお答えいたします。

旭市における生活保護の運営につきましては、現在でも厚生労働省令において、申請は書面を提出して行うこととされており、資産や収入の状況につきましても従来から提出を求めており、今回の改正法により実際の運営の手続きは変わっておりません。また、扶養義務者への通知につきましても、従来から扶養が期待される方には通知をしており、今回の改正法により実際の運営手続きは変わっておりません。平成26年7月からは、今回の改正に沿った就労による自立の促進を図るべく、就労自立給付金の制度が創設されます。

いずれにいたしましても、生活保護事務につきましては、法定受託事務でありますので、国の基準どおり実施してまいりたいと考えております。

次に、（３）生活保護基準の見直しの内容でございますが、生活扶助基準額の改定により、平成24年度の基準額から改定幅は10%が限度になるように調整し、平成25年8月から平成27年度まで3か年をかけて段階的に引き下げられることになりました。

具体的な内容につきましては、平成25年8月の生活扶助基準の改定時、生活扶助費の増加世帯は70世帯のうち、最大で5,260円の増でありました。また、生活扶助費の減少世帯238世帯のうち、最大で6,780円の減であります。

最も影響の大きい世帯の構成としましては、5人世帯の母子家庭となっております。

今回の改定は、世帯人員や地域による影響を調整したということで、世帯人員の多い世帯や都市部での影響が大きくなっているということでございます。

このたびの改定で旭市における保護受給者への影響は小さく、改定による保護の停廃止はございませんでした。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） では、保健と医療行政についてということで、自席での質問をさせていただきます。

先ほど、市長のご回答ですけれども、具体的にまだよく先が見えないといえますか、はっきり申しまして、健康管理課とかさまざまなところで保健といえますか、健康の増進の活動をやっているわけですが、病院が一つの完全にこれの核になる部分だということでのプランといえますか、そうしたものが市長の発言からは感じられないんです。

特に問題だと思うのは、病院が一緒になって保健師さんや介護をやっている方々のところだとかそういったところに回って行ってさまざまな健康増進のための計画をつくり、練り上げていくという、こういうことがなされていないような感じがするんです。

先般、議員で学習会があったんですけれども、地域の中央病院の事務方が地域のお医者さんのところに回って行って逆紹介をかけるというのはどのくらいあるんだというような調査をやっておられたようなんですが、こういったことは行政が積極的にやらなければならないことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 紹介や逆紹介について市が積極的に関与すべきだというようなことでありますけれども、診療の内容といえましょうか、科目も病状も全然分からない市がどういった方向でやるのかという部分は、やはり病院側に積極的にそういった紹介と逆紹介をしてもらうという以外は、行政としては知れるような状況ではない、そんなように思っております。

ただ、健康づくりについての基本的な計画については病院側とよく相談をしまして、今中央病院でも健康づくりの講座を何回も開いております。それは健康管理課と一緒に、今講座を開いて健康づくりのためのいろいろ部分での講習会をやっているわけでありまして、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 私は個人的なことなんですけれども、今までも団体のほうでの健康診断をやっていたのであえて市のほうの健康診断を受けていたかったんですけれども、昨年健康診断を受けまして、非常に保健師さんの対応がいいわけです。アンケートを出さなかったら3回も足を運んでくれて話を聞いてくれたということで、こういった保健関係だとか健康診断、そういったところでの力は以前は相当入っていたような気がします。保健師さんの数もかなり多いというふうに私感じているんです。ですから、こうした資源をきっちり利用していくということが必要だろうと思うんです。

長野県あたりですと、JA系の厚生連とか自治体病院系のお医者さんたちが積極的に地

域に出ていっている、それで健康診断をやっている、食生活の指導もやる、そういったことから日本全国で一番医療費が安い、それから健康保険税も安いという、こういう地域になっているんです。

旭市の場合も、その資源は、結構病院はきちんと大きいのがあり、そういった保健師さんとかそういった方々いらっしゃいますので、資源的には相当大きなものがある。こういうふうに考えるわけです。ですから、この辺をうまく組織的に統合した計画をつくれば健康づくりが先ということではかなり進むのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、健康管理課のほうからお答えをいたします。

まず、私どもの保健事業ですけれども、ご承知のとおり健康診査等の成人保健が一つあります。もう一つは、妊婦・乳幼児の健診ということで母子保健事業を実施をさせていただいております。そのほか定期予防接種です。子どもたちの定期予防接種、これを感染症予防ということで実施をさせていただいています。

これらの事業につきましても、やはり中央病院含めた医師会との有機的な連携を直接的な事業を通して図っていかないとこれは成り立たない事業でありますので、現時点でも事業とおして有機的な連携は図らせていただいているところであります。

続いては、もう1点、来年度健康づくり計画を策定いたします。これにつきましても長寿社会を見据えての10年間の計画ということで、27年度から36年までの間の健康づくり計画をつくろうとこういうことで動かしていただいております。そして、この中心となるのは健康づくり推進協議会であります。

市の委員でもあります12名の方には先日委嘱を差し上げたところですが、市民の総合的な健康づくりのための方策を審議していただく、こういう審議会でありまして、この審議会を通しましても十分この計画づくりについては参画をしていただく予定になっております。

それで、この構成メンバーですけれども、ここには中央病院を含めた医師会、それと歯科医師会、そのほか市の主だった関係機関の方に入っております。JAちばみどりははじめ商工会も入っておりますので、そういった方と本来あるべき健康づくりに関する声を聞きながらこれは進めさせていただく、こういう予定になっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 地域医療ということにつきましては、そういった総合的な見地を含めましてきっちりとした対策をこれからもとっていただきたいと思います。

それから、特にお母さんと子どもさんの関係の健診では、例えば海上町あたりでは相当熱心にやっていて、かなり地域のほうで出張ってきてやってくれていた、今かなりそれから後退しているのではないかという声も出ております。ですから、今までの旭市でやっていた健康診断、そういった海上町でやっていた母子に関する健康指導、こういったことにつきましてやはり今まではかなり経験があるわけですから、これにつきましては総合的な計画を今後もうやっていただきたい、要望として出しておきます。

次に、自治体病院の倫理綱領と中央病院の理念と方向ということなんですけれども、非常に中身の濃い優れた内容であろうかと思えます。特に自治体病院の役割としてやはり高度な器械だとか検査機器だとかそういった物も用意できますし、かなり高度な医療もできます。

それから、また政策的な医療としましては、産婦人科だとか小児科の救急だとか、あとリハビリとか、非常に採算の乗りづらい部分を常に抱えているというふうになろうかと思えます。ですから、そういったところでの全ての要求がある場合、その地域に欠けている医療があれば全て自治体病院の責任といいますか、やっていかなければならないことだということ旭市の中央病院はかなり拡大してきたというふうに私思うんですけれども、そういった点からいきますと、やはりその辺をきちんと押さえるということが非常に重要なことだと思うんです。議会の中でこれは再三質問をしているんですけれども、やはり議会人も市民の皆さんもこういう認識をきっちりと持つということが非常に重要なことだろうと思えます。これは単なる私の要望ということで、次に進めさせていただきます。

次に、中央病院の経営形態についてということで質問させていただきます。

市長は、市民や議会、病院の職員の意見を十分に聞いて経営形態について判断するとしておりますけれども、地区懇談会や職員への説明会を行っていますが、これで意見を聞いたということで済みますということではないでしょうね。これが1点。

それから、地区懇談会を開催した時期に私たち共産党のほうもアンケートを行いまして200弱の回答があるんですけれども、独立行政法人とは一体何と、分からない方が3分の2、66%です。独立行政法人に反対する方が25%、独立行政法人が好ましいというのが1割ないんです。ですから、この実態をどう考えるのかということが第1点。

それから、地区懇談会では旭中央病院の検討委員会の報告をそのままやっているというふ

うに感じました。一方的に説明するだけでほかの現在の公営企業法全適での経営形態についての説明だとか、ほかの経営形態についての説明はなかったというふうに聞いております。また、説明時間が長過ぎて市民の方々からご意見を伺うという時間が非常に少なかったという苦情が来ております。具体的に何人の発言があって、発言の中身はどのようなものであったのか質問いたします。

それから、4点目として、検討委員会の設置の最も大きな論議というのは医師確保ということだったと思うんです。これは全然私分らないんです。行政は何も努力をしていない、大体病院の方々をお願いするだけだということで、現在お医者さんが何とか小康状態を保っているというのは病院の関係者の方々の相当なご努力があったというふうに私思うんです。経営形態のほうと医師不足というのは関係があるのかどうか、このことについて質問しておきたいということと、その医師不足の解消につながるということであれば、その根拠を出してもらいたい。

それから、市民の意見として公立病院だから安全だ、安心だ、24時間365日対応してくれると中央病院に感謝する方が非常に多いと思います。その一方で切実な要求がありますので、要求を満たすことができるのかというか、今の苦情を直すことができるのかということについて答えてください。

以上、何点かについての質問をしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 質問が多岐に、多岐というよりも多く質問をされたようでありますので、私のほうからその中で特に私のほうからお答えをしなければならない点、幾つかありますのでお答えをしたいと思います。

いろいろと説明会をこれまでやってきたけれども、これでよしとするのかというような質問があったと思いますけれども、決してこれでもう終了というわけではありません。一番大事な部分であります議会の皆さん方のご理解を得なければこの独立行政法人の承認はできないわけでありますので、議員の皆さん方が果たして本当に独立行政法人がいいのか悪いのかという部分を議会内部で少し研究、検討していただきたい、そんなように思っているところでありまして、これからしばらくの時間、議員の皆さん方にも勉強会やら講演会やら一つお願いをしたい、そんなように思っております。

市民のほうの意見としましては、これまで地区懇談会をやって説明をしたわけでありまして

けれども、議員のおっしゃるように少し説明が長くて質問を受けるという部分が少ないのかというような部分もあります。代表者の説明会も市内の各種団体の代表者の説明会もやりましたけれども、独立行政法人についてのよしあし、そういったものはあまり賛否といいましようか、そういったものは出ないということで、ある程度説明があった中での反応は、やはりみんなが病院の経営がやりいいようにやってもらいたいというような方向があったように記憶しております。

いずれにしても大変な問題であります。そういった部分でありますのでもう少し時間をかけながらその方向性を出したい、そんなように思います。

病院内部での説明会、2回あったわけでありましてけれども、かなり病院の皆さん方大勢来ていただきまして、おそらく2回で1,000人ぐらいは来たのか、そんなような思いの中で結構質問もありました。

いろいろ部分でありましたけれども、身分の問題がある程度不安だというような部分が結構出ました。そういった部分の解消もこれからどうやって解消していくのか、そんなような思いでこれから研究していかなければならない1つの部分だと思いますので、いずれにしてもみんなでどの方法がいいのか、どの方向性がいいのかという部分をこれから勉強していきたい、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、説明会のときにやはりその独立行政法人ということがよく分からないという状況であった、私ども画像を使いながら丁寧に説明したつもりです。実際やってみて、いきなり聞いて独立行政法人に対する質問とかそういうことの答弁、なかなか難しかったと思います。いずれにいたしましても、説明をして意見をいただいたわけですから。また、今後いろいろな形で方向性が見えてきたりという段階では、地区懇談会という形ではなくてパブリックコメントというような形で方向になるかと思えます。

それから、地区懇談会でどんな意見が出たのかというご質問がありました。

地区懇談会、6会場やったわけですし、全体で550名の参加がありました。

まず、1点目として、独立行政法人へ移行することに賛成の者という形での回答があったものが2件、独立行政法人へ移行することに反対の者という形で3件、独立行政法人の制度に関するもの、これはどういうものかという質問です、これが3件、医師の減少理由に関するもの、これがやはり3件ございます。それから、病院職員の意向に関するもの、これが2件、経営統合、役割分担に関するもの、これが2件。そのほかに5件ありまして、6会場で

の質問事項は20件ありました。あと中央病院のほうで2回ほどやったんですが、先ほど市長も回答したように何点かの質問がありました。これは今の回答とは別ということ。

以上です。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうからは病院側のご質問に対してお答えしたいと思います。

まず、医師確保について独立行政法人との関係はどうなのかというご質問でございますが、私ども病院としましては、地方独立行政法人化することによりまして医師確保には資するもの、効果があるというふうに考えております。

その内容としましては、現在の地方公務員制度の枠組みの中では勤務について自由な勤務形態がとれないという点と、あともう一つは、医師というキャリアをたくさん積まなくてはいけないというようなことからくる民間企業への営利企業の従事制限ということがかなり厳しく地方公務員制度上ではございますので、こういったことが非公務員化することによって地方公務員法の適応外になりますので、一定の効果があるのではないかというふうに思っております。

このことについては、国立病院機構が現在国の独立行政法人の公務員型の国の独立行政法人になっているんですが、やはり医師確保に苦慮しているということで、今後非公務員型の独立行政法人になるという議論が行われていることから、医師と医療ということに関しては大きな制約になっているということは私どもだけではなくて、国レベルの病院でも同様の事態が起こっていて、その改善策として非公務員型を選んだということは、やはり一つのそういう証明的なことではないかというふうに思っております。

もう一つ、患者さんからのさまざまな苦情についてどうなのかということなんですが、確かに忙しいこともございまして、待ち時間等でご不便をおかけしている面も多々あるかと思えます。その中で、国の政策によって先ほども申し上げましたが、ある程度やむを得ない苦情のものについてと、もう一つは医師の確保が十分できることによって改善できる項目も含まれているかと思えます。そういった医師の確保が十分できることによって改善できる項目については、当然のことながら十分改善のほうに役立っていくのではないかというふうに考えております。

ただ、これも幾つかの要因がございまして、じゃ、独立行政法人になれば全てがですね、ということは、やっぱりそれはちょっと違うというふうに私ども思っております。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） それでは、独立行政法人化によって効率性が高まり職員の意識改革が進むと言っておりますけれども、現在の公営企業法全部適用では経営が不透明なのか、あるいは旭中央病院の職員の意識改革が全然なされていなくてぼんやりただ仕事をしているだけなのかというような批判にもつながってくるのではないかと思うんですけれども、こういったことは実際にあるのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（高橋利彦） 病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 例えば昇給を例にとってみますと、基本的に公務員制度の中では国家公務員の給与が上がれば、基本的に私どもも国家公務員準拠という形をとっておりますので、病院の業績とは関係なく昇給、人事院勧告に基づいた昇給がほぼ自動的に行われるというのが基本的な公務員制度だと思います。そうではなくて、やはり職員として業績のいいところ、いいときは公務員を参考にしつつもそれなりのベースアップがあるという、そういう制度下のほうがやはり頑張ろうという意識が高くなるというのがこれまでの幾つかの例を実際に聞いた中ではかなり見られるというふうに聞いております。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 今、給与の話がありましたけれども、特に漫然とした仕事をしているというわけではないですよ。意識改革をしなければならないということでは、そういうことだと思うんです。ですから、特に具体的にそういうものはないというふうに私感じるんですけれども。

次に、現在の病院は市の直営事業として経営されておりますけれども、独立行政法人化になると予算、決算、職員定数の面でより弾力的で機動的な経営が可能となり、権限の責任の明確化に資することができると報告に載っておりましたけれども、現在の経営が優柔不断な経営をしているのではないかというような批判につながってしまうかもしれませんけれども、そういったことは特にないと思うんです。もしあるとしたならば、具体的な事例としてどんなものがあるのか、教えてください。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 私ども病院側としましては、適正にしっかりと運営しているというふうに思っております。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範）　じゃ、こういった特に出てきた理由というのはないということによろしいですね。現在の経営の中でもきちとした経営がなされているということによろしいかと思えます。

じゃ、次にまいります。

子ども・子育て支援会議の構成メンバーにつきましては、ご説明がありましたので省略させていただきます。

旧旭市では公的な保育が就学前の子育て支援では大きな役割を果たしてきたと思います。施設整備や運営につきましては、保育士さんや父兄の意見を十分に聞き、運営や建設がされていると聞いております。今回の支援事業計画では、こうした住民参加についてどの程度まで踏み込んだ形での参加を考えているのか、ご回答をお願いいたします。

○議長（高橋利彦）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子）　今、新しい制度の中で住民参加、どの程度を考えているかというご質問でございますけれども、まず計画作成に当たりましてニーズ調査というのを昨年12月に実施しております。そういった中で住民、市民の方の要望といいますか、そういった子育て支援に対する意見を伺っております。

それから、この会議ではメンバーの中に保護者の方がいらっしゃいますので、そういった会議の中でももちろん意見を伺ってまいるつもりでおりますので、こういった中で皆様の意見も伺ってまいりたいと考えております。

○議長（高橋利彦）　太田將範議員。

○9番（太田將範）　子ども・子育て会議の発足から支援事業計画作成まであまり時間がないんです。現在、旭市では待機児童など深刻な事案は起きておりませんので、ゆっくりと時間をかけて関係者のご意見を丁寧に関きながら支援事業計画をつくることをお願いしたいと思えます。

それと、時間をかけて当面現在の事業の形を維持しながらゆっくりと考えていくという方向をとれないのかどうかということについて、お尋ねしたいと思います。

○議長（高橋利彦）　太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子）　一応、子ども・子育て支援事業計画につきましては、国のスケジュールで、例えば消費税10%がそのまま進みますと平成27年4月1日の施行に向けて計画のほうも平成26年度中に策定をなささいということでスケジュールが来ておりますので、

計画のほうのそういった期限は国のスケジュールに沿って作成していきたいと思います。

もちろん、今待機児童がないからゆっくりじっくりといいものをということで聞きながらということで助言いただきましたので、そういったことも十分考えながら計画、策定をしていきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 支援制度ではかなりいろいろな形、入居の形だとかデイサービスも含めまして、さまざまな地域支援も含めましてメニューを取り上げることができるということになりますので、例えば今までですと定員割れすると統合しなければならないとか、そういうことがあったと思うんですけれども、これからはかなり自治体の政策による自由度が増すということとか、特に地域の方々と一緒になって子育ての責任を持ってやっていくということをお約束していただければ、要望として約束していただきたいということでお願いいたします。

次に、3番目の生活保護の関係なんですけれども、課長は現在のとおりやりたい、やるということらしいんですけれども、例えば水際作戦ということで結構ほかの自治体ではやられていることがあるんです。というのは申請書を渡さないとか、今度は法律的に申請書を出しなさいということになっております。その上に、添付書類として源泉徴収票とか会社の給料の明細を持って来いとか、そういった形でさまざまな添付書類が付けられなくなってしまうようになってきているということになっております。ですから、こういったことが行われますと申請も非常に複雑になるということです。

それから、ケースワーカーの方々が認定をするのに非常に煩雑になる可能性がある。ということで、悪く解釈されますと他の市町村で起こっているような水際作戦が行われてしまうわけなんですけれども、口頭で本来は現在の場合申請すればいいことになっておりますから、なるべくならケースワーカーの方々に文書で書けない方、なかなかいらっしゃいますので、そういったことでの支援ということは今までやれないのかどうかということをちょっとお尋ねします。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の再質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいま申請の関係です。

現在は口頭でもいい、あるいは書けない方の代筆でもいい、その取り扱いについては同じに扱うということで案内が来ておりまして、口頭でも結構ですし、ただし、今までも細則の

ほうで、規則のほうで書類をとるということがございまして現実的には書類は基本的にはいただいております。ですから、取り扱いとしては同じにいただける方は書いていただく、そうでない方はそれを強要するものではないという取り扱いをやっていききたいと思います。

ですから、現実的にはこの法律の改正によって水際作戦のような形で厳しく強めてやるということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） それを聞きまして安心いたしました。

次に、稼働層に対するワークファースト的な指導強化ということが行われていまして、同じところで低所得者に対する就労支援という形の法律ができていますけれども、それとひっかけられますと、ここでもやはり働かないのは申請を受け付けないよという形になると非常に困るわけです。ですから、就労支援でやっても、例えば最低賃金以下のところでも働けと、最低でもいいから働けと言っているんです。だから、それが強制されますとかなりひどいことになる、ブラック企業でも働かなきゃならなくなってしまうということがございますから、これについてどういう考え方をお持ちになっているかをお聞かせください。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいま、就労支援の関係でございすけれども、これから就労支援を強化するというとそういったような懸念、思惑ありますけれども、現実的には働くことが困難な方に強要するというものではございません。また、劣悪な就労先、そういったところで働くことを強要する、そういうことではございませんで、全国的に見ますと働けるんですけれども仕事がうまく探せないですとか、そういう方たちにとってケースワーカーが支援するわけなんですけれども、人員的にも不足しているというようなことがございまして十分なケアができないということで別枠でそういうことを委託をして、例えばハローワークへ一緒に行くとか会社への面接を同行して本人がうまく説明できないようなところをケアしながら就職につなげていくということで、前向きに考えて働く能力があり働く気持ちがあるんですけれども仕事が見つからないといった方への就労支援を手厚くしていくというものでございますので、強要して無理にと劣悪なところで働かせるというようなイメージはございませんので、またうちのほうもそのように言い聞かせておりますので、取り扱っていききたいと思います。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 最後に、医療扶助の適正化ということで問題になっておりまして、私どもも相談に伺うときというのはやはり、特に高齢になって病気になったというような形で保護の申請をする、やむを得ず申請するというようなパターンとか非常に最近多いと思うんです。これからそういう形での申請というのは高齢化社会を迎えますので大変多くなってくるのではなかろうかと思います。かなり無年金の方もいらっしゃいますので、最後のとりでが生活保護ということになってくるのかと思います。

そのときに後発な医薬品、ジェネリックを使えということを強要するのかどうか、これはやはり医療というのは平等に誰でも等しく受けることができなければならないということがあると思いますので、これについてはどう考えているのかお聞かせください。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（加瀬恭史） ただいまのジェネリック医薬品ですか。そういったものが、生活保護本人が、ドクターが認めて問題がないという場合にはそれを使ってくださいというのを推進していくということでございます。

これにつきましては、一般の方とそれから生活保護を受給されている方の厚生労働省のほうでデータがございまして、生活保護受給者のほうが若干その割合が低いということもありまして、ジェネリック医薬品を推進していくということは一般の方も全部一緒なんですけれども、それも大もとのそういう考えがございまして、生活保護受給者の方についても積極的に勧めていくという考えのもとです。もちろん、その中には医学的に見まして利用することに支障がないと認められる者に対して可能な限りというような条件がついておりますので、そのような取り扱いでいきたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 太田將範議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 8分

再開 午後 2時20分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長にかわって議事の進行を努めますのでご協力のほど、よろしくお

願いいいたします。

引き続き、一般質問を行います。

◇ 高 橋 秀 典

○副議長（平野忠作） 続いて高橋秀典議員、ご登壇願います。

（２番 高橋秀典 登壇）

○２番（高橋秀典） 議席番号２番、高橋秀典でございます。平成26年度第１回定例会におきまして、一般質問の機会をいただいたこと、心より感謝申し上げます。議員１年生ということでございますので、先輩議員の皆様、また執行部の皆様にはよろしくご指導をお願いしたいと思っております。初めての一般質問ということで大変緊張しておりますがよろしく願いいいたします。

私からは大きく５項目ございますので、通告順に従いまして質問させていただきます。

それではまず、１項目めですが、先ほど滑川議員からもございましたが、東京オリンピック・パラリンピックについてでございます。2020年のオリンピック・パラリンピック、東京開催決定を受け、東京以外の各地において、国内外の選手団の練習招致活動が活発になっています。旭市には認定競技場である東総運動場や国体の卓球会場となった総合体育館などのリソースがございます。これらを生かして、国内外の選手の練習、また強化合宿などの誘致を促進することは旭市のPRだけでなく、スポーツ振興、そして復興への起爆剤ともなり得ると考えます。また、五輪開催の決定に続き、ユネスコによる和食の無形文化遺産への登録決定など、日本が世界中から注目されております。外国人観光客、特に日本ファン、リピーターが注目するのは、京都、富士山、あるいはディズニーランドといった定番のコースだけでなく各地域の自然景観や地域に根差した産業技術、また伝統的な食文化といった我々にとっては当たり前となっているようなものが日本的なもの、クールジャパンとして高評価を受けております。

以上のことから、お尋ねいたします。東京オリンピック・パラリンピックの練習、合宿招致についてでございますが、先ほど滑川議員の質問に対して市長より、県との調整を図りつつ、体育協会を中心に招致委員会等を立ち上げるとのご答弁をいただいております。私からは一步突っ込んで、どのようなイメージでそのような委員会の設立をお考えでいらっしゃるのか、その時期、メンバー、役割等について現時点でのお考えをお伺いできればと思います。

また２点目に、オリンピックイヤーに向けて、日本の注目度が世界的に高まる中、地域と

しても積極的かつ戦略的に外国人観光客向けの機会創出を行い、いわゆる地域の国際化を図っていく契機とすべきと考えます。こちらも商工観光課長より前向きな答弁をいただいているところですが、現時点で何か具体策がございでしたらぜひ伺いたいと思っております。

次に、大きく2点目ですが、消防団における人員確保についてでございます。消防団員の皆さんは本業を持ちながら、それぞれの地域において日々訓練を重ね、消防技術を修練し、市民の生命と財産を守るために日夜努力していただいております。また、東日本大震災の折には、避難や復旧に必死の活動をしていただいたことは、旭市民全員が忘れてはならないことであり、団員の皆様には心より深く敬意を表するものであります。

しかしながら昨今、現場の方々からは人員の不足、また新規団員の確保が難しいとの声を耳にいたしております。例えば私の地元干潟学区では古くから商店からの担い手が出ておりましたが、その減少により担い手不足が生じています。農業地域でも兼業化、サラリーマン化によって同様の状況であります。地域差はあるかもしれませんが、団員の確保は年々困難の度を増していると思われれます。団員の減少は地域の消防・防災力の低下、ひいては市民の安心・安全の生活にかかわる問題であると考えます。増員に向け努力していただいている、そういうふうには聞きますが、なかなか思うようにいかない現状であるとも聞いております。

そこでお伺いいたします。消防団員の確保について、市としてはどのような対策を現状お考えでしょうか。現在の消防団員の定員と実際の団員数と合わせてお伺いいたします。

次に、「子ども・子育て支援新制度」についてでございます。国では、平成27年度をめぐりに、「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることになりました。先ほどもご説明ありましたが、これは子育てについての第一義的な責任はまず保護者にあるとした上で、文部科学省と厚生労働省に管轄が分かれている教育と保育・子育て支援をニーズに応じて一体的に進めることができるようにしようとするものであると解釈しております。国が定める基本指針に基づいて市町村では地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、それに基づいて交付金が出ることとなります。その財源には消費税率引き上げに伴う財源、約7,000億円以上が充てられる予定と聞いております。旭市においても「旭市子ども・子育て支援事業計画」を策定することとし、昨年12月には教育、保育、子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望等についてニーズの調査が行われております。

そこでお伺いいたします。先ほどの太田議員のご質問と重なる部分もございりますが、事業計画策定に向けての今後の工程、私からは特に「子ども・子育て会議」の役割、特に計画策

定に当たってというのももちろんでございますが、計画策定後の継続的な役割について、どのようにお考えかということについてお伺いしたいと思います。

もう1点、急な仕事や病気、あるいは兄弟姉妹の学校行事などの際に利用できる「一時預かり」、「病児保育」についての現状及び今後事業計画策定の中でどのように対応していただく方針なのか、このことについてお伺いいたします。

4点目ですが、放課後児童クラブの拡充についてでございます。共働きなどの諸状況の中で、働くことと子育てを両立したい、安心して子どもを預けられる場所が欲しいといった保護者の声に応えるために、放課後児童クラブ、いわゆる学童の拡充は必須であると考えます。放課後児童クラブの施設整備は共和小に始まり、この1月には嚶鳴小で児童クラブの新教室が竣工し、子どもたちは新たな広い教室で伸び伸びと過ごすことができていることと思います。お伺いしたいのは放課後児童クラブの現在の設置状況及び今後の整備予定がどのようなになっているのかをお伺いいたします。

最後に、飯岡刑部岬の遊歩道についてでございます。これは飯岡漁港そばの海津見神社から刑部岬へと通じる遊歩道が旧飯岡町時代につくられたものですが、以前より放置された状況になっており、通行不能となっていたものを昨年より地元の有志の方々や市内外のボランティアの方々によって整備が進められているものです。ご存じのとおり刑部岬は富士見100景、日本の朝日100選、夕日100選にも選ばれており、旭市にとっては貴重な観光資源の一つであります。また近年ではバイクでのツーリング客など市外からの来訪も非常に増えていると伺っております。飯岡漁港から海津見神社、また遊歩道を通して刑部岬に至るというルートは観光資源としても大変価値のあるものであり、また津波等の際の避難道としても利用できるのではないかと考えます。

そこでお伺いいたします。現時点で遊歩道についての管理運営についてはどちらの部署の管轄になっているのか。また今後、避難道として指定また使用していくということについて安全面についてそれが可能であるのかということについてお尋ねいたします。

通告させていただいた質問は以上でございます。再質問は自席にて行わせていただきます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えいたします。私のほうからは東京オリンピック・パラリンピックの練習場招致について、海外からの観光客招致活動についてというこ

とで答弁をしたいと思います。先ほど滑川議員からも質問がありました。2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されるわけでありまして、この旭市にも大勢の人を呼びたいと思う気持ちは旭市民みんながそう思っていることだと思います。そんな意味でも、ぜひみんなの力で、千葉県は「オール千葉」と言いますけれども、旭も「オール旭」というような形をつくりながら、ぜひ何カ国か練習場あるいは観光客来ていただけるよう努力していきたい、そんなように思っております。

先ほどお話がありましたように具体的な招致活動の委員会、招致委員会ということでありましたけれども、旭市としてどんな分野、どんな形で招致を進めていくのが一番最適なのかな、そんなようなことを考えていきながら、まだ具体的には体制そのものも固まっていないところでもありますけれども、先ほども申し上げましたように、体育協会だけでなく産業分野、それと観光協会、議員を含めた有識者の皆さん方を構成してその招致委員会をつくりたい、そのように思っております。年度、議会が終わりましたら早速にでも委員の選考をしながらみんなで招致に尽力をしてもらいたい、そんなように思っているところでもあります。

またこの組織の委員になった方々には県とも国ともいろいろ人脈がある方も結構いると思います。そんな方に国や県に働きかけていただきながら、この旭市にもぜひ、成田から近いわけありますので、来てもらえるような応援をいただければ、そんなように思っているところでもあります。

以上です。

○副議長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 議員のほうから東京オリンピックあるいはパラリンピックに向けまして海外からの観光客の誘致活動につきましてご質問いただきました。議員ご承知のように、2013年、昨年訪日外国人旅行者1,000万人達成したわけでございます。国としましてはさらに2,000万人、あるいは2030年には3,000万人、これに向けて今進んでおると我々も理解しております。せっかくですので、旭市にどのくらいの外国人が来ているか。なかなか来ている数は把握できないんですけれども、泊まれた数は我がほうで把握してございます。平成25年昨年1月から12月までの間、実は全体で693名の外国人が市内に泊まれたということで実は資料としてございます。一番多いのは中国人で425人、2番目に欧州ここが99名、3番目に韓国87名、こんな数字になってございます。議員のほうから具体的にどういうふうに関光を海外に向けてPRしていくかということでご質問いただきました。今、私どものほうでは実は外国人いろんな施設を巡り歩きたいという願望のほかに、体験をしてみたいとい

う、そういうことも実は一部情報でいただいております。ただ単に施設に見に行くのではなくて、体験をしてみたい。そんなことで旭市としては今年度、これまで県の観光誘致促進課と連携をしまして、はとバスのツアーを一部実施してございます。黄色いバスが旭市内にとまていただくと、それで旭市に観光客が来ている、このイメージをぜひ植えつけたい。ちなみに実績としましては貴味メロンの組合に協力いただきましてメロンの収穫体験、あるいは飯岡の刑部岬近くでのキャベツ体験のキャベツの収穫体験、さらには旭市は花が盛んですので胡蝶蘭の栽培現場の視察等々実施をしたこととございます。

さらに来年度26年につきましては旭市観光協会の矢指支部の協力いただきまして、地引網、これを体験活動として取り入れたい、そういうふうに考えております。具体的には体験を一つ、つくり上げていきたい、そういうふうに考えております。

もう1点、飯岡の刑部岬の遊歩道の管理はどこかということとございます。管理は、あの現場につきましては、旧飯岡町時代に観光遊歩道ということで舗装等の整備を行ったものがございます。現在管理は商工観光課で行っております。年間我が方での維持管理といたしましては、いつも盆前に草刈り等は年に一度合併時から実施しているというところで理解をしております。本年は大きな枝の伐採を行いました。さらにはボランティア等のご協力をいただきまして、出ましたいろんな竹だとか、いろんなもの等につきましては撤去につきまして翌日環境課と協力いただきまして実施をしている、そういうこととございます。

さらに行政としてやるべきこと、実は民地まで竹を伐採するケースもございます。人によってはなんで私の竹を切ったんですかという、こういうクレームが出てもしかたないということで、建設課と相談して地権者には全てご理解をいただいてそういう仕事をしてございます。

最後に、議員のほうからあそこは単なる観光遊歩道じゃなくて避難道路としてというご質問がありました。これにつきましては一部階段があるということとご理解いただきたいと思います。とはいいながら、階段がありながらあそこは高台に行く道には我々考えております。ただ、階段があるんだとそういうことでよろしく願いいたします。

以上です。

○副議長（平野忠作） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは私からは2番の消防団員の人員確保についてお答えをいたします。

現在の団の条例定数でございますが、1,052名です。実団員数は基本団員866名、機能別消

防団員は69名の、合わせて935名でございます。

ご質問がありました団員の確保につきましては社会状況の変化による就業形態の多様化、人口減少等によりこれまでの状況と違い難しくなっているのが現状であります。

旭市消防団員につきましては77%がサラリーマンとして就業しており消防団活動が難しくなっておりますので、各事業所の協力をいただくために、「消防団員協力事業所表示制度」を制定いたしまして、より一層の協力をいただくものでございます。

今後、団員数につきましては団改変計画の進捗に合わせ、現況に合った適正な団員数を定めるべく、各方面の方々と意見を交え進めていくものであります。

入団につきましては地区役員、現職団員が勧誘を行っております。

なお、入団促進については市の広報誌並びに消防本部で発行の「しょうぼうだより」等で消防団の活動状況を掲載し、理解をしていただき、広く募集を呼びかけていきたいと思っております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは私のほうから3番、子ども・子育て支援新制度についての（1）と（2）、それから4番の（1）の中で放課後児童クラブの中で潜在的ニーズについてお答えを申し上げます。

初めに、子ども・子育て支援新制度に関する今後の工程と旭市子ども・子育て会議の役割についてお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度は、市町村が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的としております。

本市においても議員もご案内のとおり、子ども・子育て支援法に基づき、旭市子ども・子育て会議を立ち上げたところでございます。

この会議は、子どもの保護者、教育及び保育の関係者、それから学識経験者など15名で構成されておまして、「（仮称）旭市子ども・子育て支援事業計画」の策定を中心にご意見をいただくものでございます。

地域の保育需要をはじめとしたさまざまな子育て支援サービスのニーズを把握し、旭市子ども・子育て会議で子育て支援に携わっている方などのご意見もお聞きしながら、平成26年度にはこの支援事業計画の策定を進めるなど、新制度のスタート予定であります平成27年4月を目指してまいります。

なお、計画策定後の子ども・子育て会議の継続的な役割についてとご質問ありましたけれども、これにつきましては計画策定後におきましても、子ども・子育て支援に関する施策の相互的かつ計画的な推進に関しまして、必要な事項ですとか、施策の実施状況に関することや、進捗状況等含めまして今後ともご意見をいただいてまいりたいと思っております。

次に、（２）の「一時預かり」や「病児保育」についてお答え申し上げます。「一時預かり」は現在本市で全ての公立保育所14か所と民間保育所のおうめい保育園、ひかり保育園、干潟町中央保育園の３か所で実施をしております。

また「病児・病後児保育」は公立保育所の干潟保育所と民間保育所の鶴巻保育園の２か所で実施をしております。

子ども・子育て支援新制度においては、この「一時預かり」や「病児・病後児保育」は子ども・子育て支援法第59条により位置づけられた法定13事業のうちの２事業で、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられております。

この事業は市が策定します支援事業計画に従いまして、事業を実施していくこととなりますが、当然このサービスは後退することはないと考えております。今後も地域の保育事業をはじめとしたさまざまな子育て支援サービスのニーズを把握する中で事業を実施していきたいと考えております。

続きまして、４番、放課後児童クラブの拡充の中の、放課後児童クラブの潜在的な人数はどのような状況かについて、子育て支援課のほうからお答えいたします。

支援事業計画の策定に当たりまして議員もお話ございましたが、昨年12月に市内の未就学児、小学生の保護者へ、放課後児童クラブの利用等も含めた子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行いました。しかしこの調査結果につきましては、現在集計分析を進めているところでございますので、ご理解のほどお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは私のほうから、４番目の放課後児童クラブの拡充について、現状と今後の予定について回答をさせていただきます。

初めに、現状でございますけれども、現在旭市では全15小学校区で20クラブ、中央学童につきましては3クラブ、嚶鳴学童2クラブということで20クラブで、県や厚生労働省の補助金をいただきながら運営され、551人の児童が利用しているところでございます。

場所につきましては、これまで学校施設の一部を利用してまいりました。こうした中、先

ほど議員からもお話がありましたように、児童クラブの専有建物をということで、平成24年度に共和児童クラブが学校の敷地内に建設されました。そして平成25年度、本年度でございますけれども、嚶鳴小学校の敷地内に2クラブ用の施設が建設されました。

今後の予定でございますけれども、平成26年度、次年度でございますけれども、干潟児童クラブ、琴田児童クラブの2クラブの専用施設の建設を予定し、現在予算審議をお願いしているところでございます。

これらの4つの小学校区、5クラブにつきましては宅地分譲なども盛んでありまして、児童の減少も少なく、保育に欠ける世帯の加入希望率の高まり、あるいは希望人数に比べて生活室が特に狭くて余裕教室もないという4小学校について専用建物の建設を計画実施してきたところでございます。

また、ほかの児童クラブにつきましては体育館等をお借りしているわけでございますけれども、そういった児童クラブにつきましては、これからも地域のニーズ、保護者のニーズを見ながら学校施設等を余裕教室等の利用などをさらに検討していきたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは再質問をさせていただきます。

まず東京オリンピック・パラリンピック関連についてですが、市長のほうからオール旭で臨む、年度が明けたらというお言葉をいただきました。そんな中で下村五輪担当大臣が昨年10月7日なんですが、テレビ出演で各国の事前練習等については被災地を含めて組み合わせていくことが可能だとして、被災地にも経済効果を波及させたいという考えを表明されております。また市川市では12月の議会で、東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う練習場誘致に関する決議というのを多数の賛成で決議されております。また近いところだと先ほど先輩議員より資料をいただいたんですが、神栖のほうでも議会の中でかなり活発な議論がスタートしているようでございます。他の地域におきましても招致活動ますます活発になってくると思いますので、よろしく願いいたしたいと思いますが、招致活動では東京オリンピックの決定がそうであったように、市民がやはりいかにそれを求めているか、盛り上がり、熱気といったものがやはり大きなポイントになるんじゃないかというふうに思います。またそれを通して旭市を盛り上げていこうじゃないかという市民のエネルギーは市全体の活性化にもつながることと思います。ぜひ、先ほど伺いましたように、行政・市民が一体とな

って推進していくことを望みます。

また、2020年にはオリンピックと同時の開催としてパラリンピックも開催されるわけでございます。このパラリンピック開催は障害者スポーツの振興、また認知を高めるという上で大きなチャンスであると考えます。旭市にはアトランタ、シドニーで金メダルを初め6個のメダルを獲得している荒井のり子選手もいらっしゃいます。そういった意味でパラリンピック開催を一つの契機として障害者スポーツの振興という意味でもそれを広げていく上で大きなチャンスとして捉えるべきと考えますが、お考えいかがでしょうか。この点についてお伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） オリンピックについてはこれまで何回かお話をしました。そのような方向で早速にでも招致組織委員会をつくりながらいろんな方面に働きかけながら招致を実現させていきたい、そんなように思っております。パラリンピックについてはやはりそれと同じような状況で招致活動をしなればと思っているわけであります。確かに荒井のり子さん、保健センターの中でいろいろ記念碑も建設させていただきました。非常にすばらしい方でありまして、彼女の思いを十分汲み取りながら、その招致活動、招致組織委員会にも加わっていただきながら、そういった方向で協力をいただきたい、そんなように思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。これを機に障害者スポーツへの注目、またそれを機にバリアフリー化等を含む市全体のいわゆるノーマライゼーションが進むことを願っております。

もう1点、オリンピック関連でございますが、関連して、例えば神栖の市議会のほう見させていただきますと、既に東京オリンピックを目指す人材の発掘、また強化というそういった選手育成という面でも既に議論がスタートしているようでございます。その辺については現時点でいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほどの話ではありませんけれども、1年6か月後、されど1年6か月ということがありましたけれども、実際まだ選手強化のほうのことについては行政としては

まだ考えておりませんでした。予算化も伴うことでありますので、十分そういったことも含めながら今の小・中学校、小・中学生かな、大体、高校生はどうか分からないけれども、その学校とも連携しながら教育長にもお願いしながら選手強化、オリンピックに出てほしいなという思いで頑張って行政としても応援をしていきたいと思います。

○副議長（平野忠作） 教育長。

○教育長（多田哲雄） 旭市は実は3年前ですか、卓球の国体を招致したときにやはり随分計画的にやはりあそこに選手を送るということで計画的に進めてきておる実績もありますので、今回は卓球だけではありませんので、広くいろんな競技ありますので、そういうような観点から今までも部活指導と言いますか、運動部に対して市としては応援協力をしているところありますので、そういうようなものからして、新しい人材を発掘するのに協力をしながら頑張っていければというふうに思っているもので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。2020年に向けて、これは2020年単年度ということではなくてやはり長期的に子どもたちの夢を育んでいく、そういった機会になろうかと思っていますので、そちらもぜひ推進していただけたらというふうに思います。

次の質問に入らせていただきます。

海外向けの、五輪をきっかけとした海外向けの観光セールスまた地域の国際化ということでございますけれども、商工観光課長より具体的な説明をいただきました。先ほども課長のほうでおっしゃっていましたが、昨年1,000万人を超える最高記録の外国人観光客、日本に参っております。震災後には620万人まで落ちていたわけですが、2003年から政府主導のビジットジャパン事業、こちらで掲げる外国人向けの日本国内ツアー、いわゆるインバウンド観光と言うそうでございますが、これが活発になってきているということでございます。

成田から東にいかにも多くの外国人観光客を引っ張ってこられるか、先ほど課長の説明にもありましたけれども体験型観光というのがやはり目玉というふうにお伺いしています。単にそこに観光地に行くというよりはそこに行って何をするのか、人との出会いですとか、その場所での現地の先ほども申しあげました文化に触れたりだとか、先ほど地引網とかありましたけれども、お花見ですとか餅つきといった、そういった日本の当たり前の文化というものが評価されるということでございますので、そういったインバウンド観光業者というものがまだ少ないですが、かなり出てきております。やはりこれまで日本は外には観光は行くけれ

ども、迎えるためのソフトが非常に乏しいと言われてきたところでありまして、そういったインバウンド観光業者に対するPRや企画提携など積極的に進めていただきたい、これはお願いでございます。

また、スポーツ振興だけではなくて、先ほど市長のお言葉にもありましたけれども、観光また国際教育とかそういった横断的なプロジェクトとして五輪を見据えていただけたらなというふうに思います。

それでは、次の質問内容に入らせていただきます。再質問2番目でございます。

消防団における人員確保についてということでお伺いいたしました。定員数また実数、サラリーマン団員が77%ということでお伺いいたしました。一つ確認なんですが、消防団協力事業所表示制度、こちらについては私の認識ですと消防団活動を認識している事業所に対して市が表示証を交付し、事業所の協力を社会貢献として広く知らしめるというふうに認識しておりますけれども、こちらは現行の制度がスタートしているということよろしいでしょうか。もしスタートしているようでしたらその事業所の件数がもしお分かりでしたらお願いしたいんですが。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） 協力事業所表示制度ですけれども、まだ始まっておりません。現在要綱を作成中でありまして、4月1日の開始を目指しております。内容につきましては、今議員がおっしゃったとおり表示をしてということになるわけです。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。4月1日よりスタートということで広くこれが認知されることをご期待申し上げます。参考までになんですが、これ長野県で、県の施策ではあるんですけれども、協力事業所に対する消防団応援減税というのをやっているそうでございます。これは協力事業所が消防団員を2名以上出している場合に、事業税を2分の1減税するということを長野ではやっているそうでございます。また例えば日光市では市内の飲食店、小売店等が消防団員の飲食物品の購入等について割り引きやサービス等を行うとか、結構独自の考えで進めているところも多いように見受けられます。ぜひ、私も地元の消防団員の方、若手の方とお話ししたときに、いろんな話してみるとアイデアがお持ちのようですので、ぜひ、そういったいろんなアイデアがまた取り上げられていったらなと思いますのでよろしくお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 要望ですか、質問ですか。

○2番（高橋秀典） 要望でございます。失礼いたしました。

続きまして、3番目の子ども・子育て新制度について再質問させていただきます。

事業計画に向けての工程、また会議の役割等についてはお伺いいたしまして了解いたしました。ただ一つお伺いしたいのですが、私の認識ですと地域子ども・子育て支援事業の中でこれは学童保育といったものもこの範囲の中に入ってくるわけでございますが、子ども・子育て会議のメンバーの中に学童の保護者というのが見受けられないように思うんですけれどもいかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） ただいまメンバーの中で学童の保護者が見受けられないようなということでご質問ありましたけれども、直接にはどここの保育所の代表ですとか、出ていただいておりますので、はっきりとはうたってございませませんが、保育所の保護者の中にも学童、上の子が通っていたりとか、あるいは市P連ですとか小・中の代表の方にも出ていただいておりますので、そういった中で一緒に考えていただけるかなと思っております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。新制度の趣旨、これ当事者のニーズをいかに吸い上げて生かしていくかということであると思いますので、学童の保護者もまた当然当事者でございます。その現場の当事者のご意見が今後会議に反映されることを望みます。

もう1点お伺いいたします。これ、そもそもの話になってしまうんですが、学童はいわゆる厚労省の管轄であって、また県でも健康福祉部の子育て支援班の担当ということになっております。保育にかかわることですので、本来的には子育て支援課の管轄に属することではないのかなと単純に思ってしまう次第なんですけれども、こちらが旭市においては教育委員会管轄になっているということについて、これはどのような理由があるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（夢田哲雄） 私も詳しいところは分からないんですけれども、今までの歴史といいますか、そういうものからいいますと、やはり子どもたちの活動の場といいますか、そうい

うようなものでありましたし、学校を使うというようなことであって、ほとんど学校から今スタートしているものでありますので、学校で子どもたち、学校を使うということで、学校教育課が管轄をしているものであります。今後、それについては市としても関連課と協議をしながら、特に子育て支援課といろんな計画をつくる、事業計画をつくる場合に、検討していこうということにはなっております。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） すみません。単純に疑問に思っただけなのかなと思ったんですが、ちょっと調べてみたらほかには多分県内には市川市だけが教育委員会管轄になっているのかなというふうに思います。国のほうでも同じ1人の子どもに関することで管轄が分かれていることを統合するということで今回施策、ニーズに応えようということで動いていると思います。今回の新制度、また事業計画の策定を機にそのあたり整理していただくことを検討いただけるかなというふうに思います。これは意見ということですので、次の質問に移らせていただきます。

次に、子ども・子育て支援制度についての2点目でございますが、一時預かり、病児保育についてですがご答弁ありがとうございました。現状についての了解をいたしました。ぜひ、非常に多く要望聞かれるところでございますので、支援制度の中で子育て世代のニーズがしっかり吸い上げていただくことを望みます。こちらも要望でございます。

続きまして4番目の放課後児童クラブについてになります。千葉県の児童クラブ設置に対するガイドラインですけれど、こちら調べましたら国の基準よりもかなり高いレベルで設定されておりまして、国では今回の改正で6年生までの受け入れとなっておりますが、千葉県では現状においてももう6年生までを受け入れ対象としており、また施設の要件についても他県に比べて非常に高水準であるということを確認させていただきました。そんな中、旭市では全小学校区での実施を行っているのはまずは大変素晴らしいことだと思います。一つ伺いたいのですが、少子化が進む中でありますが、児童クラブのニーズ、実際の利用者というのは少子化にもかかわらず増加しております。ここしばらくはニーズは増加し、5年ほどで微減していくというふうに思われますが、これももちろん地域差がございます。干潟小学区では30人定員が40人に定員増ということで、新しい、新教室ができることはありがたいことと思いますが、現状でも今47名という利用者数でございます。

今後、当面はニーズが増加すると予想しますが、今後のさらなる希望者の増加があった場

合、どのようなご対応になるのかお伺いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） すみません。答弁の前に最初訂正をさせていただきたいと思えます。

先ほど現状の回答の中で15小学校20クラブと申し上げましたが、結局中央小学校が3クラブプラス2、嚶鳴が2クラブプラス1ですので、15プラス3ですので、18クラブでございました。すみません、計算が間違えてしまいました。15小学校、18クラブで現状では運営をしているということでございます。訂正のほう、よろしくお願いいたします。

ただいまご質問のありました今後のことでございますが、一応各地区の今後のいわゆる推移といいますか、全部こちらのほうで掌握をしたい、要は分析をしております、確かに地区によってだいぶ差はございます。そうした中で実は本年度確かに中央小学校学区、また干潟学区がちょっと多いという状況がございまして、干潟の学区につきましては今多いんですが、施設ができるまでは体育館の施設、部屋、これ3部屋あるんですけども、そこをうまく使いながら何とかしのいでいきたい、できるまではそれに対応していきたいと考えております。中央につきましては、実は希望がだいぶ多いございまして、それで今中央のもう一つの部屋を使いまして、第4クラブを一応設置する方向でとりあえず今検討中でございます。ということで、確かに今議員がおっしゃいましたようにあと4、5年がピークかなということでございますけれども、それも場所によってだいぶ差がございまして、その辺は学校の施設、空き教室をうまく利用しながら考えていきたいなと思っております。なお、こちらの推計ではその後全体的に微減になってくるのかな。そうしますと空き教室のほうも必然的に増えてまいりますのでそこで何とか吸収できるかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。それでは確認でございますけれども、今後のニーズ増に関しても、旭市、今、待機児童ゼロということで、これ他市の方と話してもすごいことだというふうに思われるんですけども、当面の微増に対しても希望があれば、条件を満たせば受け入れ、現状のままでいけるということでよろしいでしょうか。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 現状ではそのように考えております。ただ、いわゆるかなりもし定数に対してかなり多くなってしまった場合、あるいは施設のハード的な部分でどうしても対応できない場合につきましては、これは優先順位といいますか、そういったものも考えざるを得ないのかな。基本的にはガイドラインには確かに全部の児童をとということでございますけれども、昔は3年生までが中心でございましたので、そこは必然的に入れていく。それから後、そこからその上の学年につきましては例えば特別支援を要するお子さんとか、あるいはさまざまな理由によって例えば障害を持っているお子さんとかですね、そういう方々をまず優先的に入れていくということでございまして、基本的にはニーズに全て応えるように考えていきたいと思っておりますが、どうしても安全面もございますので、あまりそこに多く入れてしまっても非常に大変でございますし、指導員の目もありますので、そんなことも検討しながらそういうふうに対応していきたい、このように考えております。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。小3まではニーズがあれば受け入れられる、それ以降の学年については優先順位をつけてと、もしこれが定員以上になった場合ということによろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○2番（高橋秀典） はい。ありがとうございます。

もう1点お伺いいたします。放課後の子どもの居場所という関連でございますのでそこでお伺いする次第ですが、文部科学省のほうでは厚労省とは別に「放課後子ども教室」というものを推進しております。県ではこちらを教育委員会のほうが主導しているという状況ですが、こちらは親の就労状況というものに関係なく、全ての児童に対して放課後を利用して「地域の子どもは地域みんなで育てよう」というスローガンのもとで学校、家庭、地域の連携で推進するとされております。学校の空き教室や校庭等を利用して子どもの居場所を設けて地域住民の参画によって運営されるということは多くなっておりますが、県内では25市町村、152教室で実施されているとお伺いしております。旭市では今後そういった「放課後子ども教室」の検討というのは予定があるかどうか、それについてお伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐久間 隆） それでは「放課後子ども教室」ですか、この件について、所管しております生涯学習課のほうで再々質問という形でお答えいたします。「放課後子ども

教室」、放課後有意義に子どもたちに過ごしていただく、その支援をしていただく、通しては本市独自で放課後を有効に過ごしていただくために、「地域子ども教室」というのを実施しております。この「地域子ども教室」は、物づくりの楽しさを体験するとともに、異年齢の友達との交流を通し、豊かな人間性や社会性を育むことを目的に各小学校で3年生から6年生を対象に教育経験豊かな豊富な社会教育指導員、講師が学校に赴き、手づくり遊び、そういう教室各学校2教室を開催し、好評を得ているところでございます。この地域子ども教室ですが、放課後児童クラブに入っている児童、入っていない児童にかかわらず放課後に子どもたちが安心して過ごせる場を提供し、居場所づくりの確保の一端を担っております。地域子ども教室ですが、豊富な教師の経験を持つ、ポテンシャルの高い潜在能力の高い先生を7名配置しておりますので、その方に当面放課後の子どもたちに安心して過ごせる場を提供してまいりたいと考えております。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。これは要望でございますけれども、地域によっては例えばおやじの会のようなものをつくって学校を支援していこうという動きもあるようでございます。学校を核にした地域のきずな再生という観点からもそういった「地域子ども教室」ですか、そういった独自事業に対しての地域力の活用ということをぜひお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、最後になります。5点目の刑部岬の遊歩道についてですが、ご答弁ありがとうございました。避難道としての安全性確認ということですが、階段はあるがということでお受けいたしました。今後例えば避難道ということであれば夜間のこと、夜間の避難の可能性もありますので、例えば街灯の整備等、そういったものについては今後の検討ということになりましょうか。お伺いしたいんですが。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） うちのほうでもあそこは幅が3メートル、延長が307メートルということになっております。観光資源としては本当に使えるなど。先日実は飯岡観光協会主催で2月23日に宝探しという、800人近く集まりましたけれども、親子があそこを登って上まで行って、またおりてきてっていうところで、一つの資源としては活用できるかな。議員のほうから今、街路灯ですか、防犯灯みたいな。実は平成26年度予算では我が課でも検討はいたしました。電気を引いてくるのということ、いざ何か災害があったときは電気は来る

のかいと。今の時代だから太陽光、ソーラーパネルを付けてやらなけりゃいけないんじゃないかな。それにはちょっとあそこは暗いなというのがあったり、若干そういうようなことを踏まえて26年はちょっと勉強してみよう、そういう段階で、議論はしてございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 街路灯と申しましたのは、やはり夕日を見に行く方もあそこは多うございますので、前向きに検討いただけたらと思います。また、刑部岬は旭市の持つポテンシャルに気づき、それを掘り起こして再生していくという一つのモデルになるんじゃないかなというふうに思っています。今、若い世代の一部で旭市をもっと知り、積極的に地元を楽しむじゃないかということが非常に大きなムーブメントとなってきつつあります。我々市民が旭市の魅力を知り、楽しむことがまた地元愛につながって市の活力になっていくと思いますので、そういった市民の活動へのご支援の強化をお願いいたしまして、全ての質問を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○副議長（平野忠作） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 島 田 和 雄

○議長（高橋利彦） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（11番 島田和雄 登壇）

○11番（島田和雄） 議席番号11番、島田和雄です。

3項目の一般質問を行いますので、答弁よろしく願いいたします。

1項目めは、旭市行財政基盤の強化について、4点質問します。

1点目は、旭市の10年後の財政についてですが、旭市は平成17年に合併し、これに伴う多くの財政支援を国・県などから受けてきました。そのおかげもあって、多くの事業を実施しながらも将来負担を最小限に抑え、資金の積み立ても着々に行われ、まずまずの財政状況と認識をしています。

しかし、財政支援のかなめであった交付税の合併算定替も、あとわずかの期間となりました。平成28年度からは少しずつ減額が始まり、平成33年度以降は20億円の減額が見込まれています。そのときを迎えてもしっかりとした行財政運営ができるように、行財政基盤の強化に向けた取り組みは以前から始められています。

そのような中、昨年末の千葉日報に千葉経済センターの発表として、10年後に海匝地域の団体は赤字になるとの記事が掲載されました。この予測はどのようなものか、旭市も赤字団体の中に入っているのか。また、これとは別に、市としてはどう見通しを立てているのか伺います。

2点目に、東総地区広域ごみ処理施設について質問します。

自治体の財政収支は、人口規模が小さい自治体ほど今後苦しくなると見込まれています。それをカバーするための一つ的手段として広域連携があります。今、東総地区広域市町村圏事務組合で進められているごみ処理施設の建設も広域連携の取り組みの一つですが、どの程度の連携による効果が見込めるのか伺います。ごみ処理にかかわる施設の建設費、今焼却施設と処分場両方ありますけれども、建設費また運営費は、旭市単独で実施した場合と比較してどうなるか伺います。

3点目に、新庁舎建設について質問します。

新庁舎建設の基本構想が発表され、四つの候補地が示されました。新庁舎建設に伴い、今現在各地に分散しているいろいろな庁舎のうち、新庁舎に統合されるのはどの庁舎か。その結果、維持管理費の削減など、行財政基盤の強化に向け、多くの効果が期待されるものと思いますが、どのようなものか伺います。

4点目に、旧海上中跡地について伺います。

旧海上中跡地は遊休資産となっておりますけれども、広い場所で駅にも近く、旭市が保有する優良資産です。いずれ、市民のためにより活用方法が出てくるだろうという思いでいました。今回、新庁舎建設の一つの候補地となりました。市役所に使うということであれば、最も有効な活用方法と思います。しかし、一方で売却処分に向けての手続きも進んでいるとこのことで、同時に二つの処分方法が検討されていることになります。

仮に候補地から外れたとして、処分が望ましいという有識者会議での結論が出されたようですが、この段階で土地を貸す、あるいは市自らが事業をするといった選択肢はなかったのか伺います。

2項目めは、新たな水田農業政策について3点質問をします。

1点目として、国の政策変更に伴う市の対応はということですが、昨年11月、政府において、米の減反政策の見直しを軸とする水田農業にかかわる改革案が決定しました。内容は、おおむね4項目にわたっており、1番目として農地中間管理機構の創設。2番目として経営所得安定対策、これは旧戸別所得補償制度ですけれども、これの見直し。3番目として水田フル活用と米政策の見直し。4番目に日本型直接支払制度の創設となっており、これら4項目が改革の柱となっています。

長年続いてきた減反政策の廃止など、大幅な政策転換が行われようとしています。国の政策変更により、旭市はどのように水田農業政策を展開しようとしているのか伺います。

2点目として、水田フル活用と米政策の見直しについて質問します。

この政策の目的は、これまでの減反政策を廃止し、農業者自らの判断で適正な米の作付をしてもらう。さらに、水田をフル活用して、食料の自給率の向上を目指すものと思います。その目的達成のために、飼料米への支援を手厚くし、飼料用米の作付増を促す。その結果として、食用米と飼料用米の適正な作付配分を、これまでの行政の配分に頼らずに、生産者自らの判断に任せて行うことだと思えます。水田フル活用の見直しにかかわる支援内容はどのようなものか伺います。

3点目として、日本型直接支払制度について伺います。

この制度の内容の説明と、今まで実施されてきた農地・水プランもこれと同様の趣旨の政策と考えられますが、農地・水プランの今現在の市内での実施団体数、対象面積、補助金の合計額はどのくらいになるか、また、農地・水プランの実施団体は、新制度発足後、どういう扱いになるのか伺います。

3項目めは、排水対策について伺います。

排水問題は大きく分けて二通りあると思います。一つは、大雨時に冠水する問題。もう一つは、生活排水に困っている問題です。

今回質問するのは、生活排水に困っている場所の改善策についてです。場所は、倉橋北の地区で、20軒余りの新興住宅地です。高台にあります。若干周囲より低く、排水路が確保されていません。排水ができずに道路に流れ出した水が、冬には凍結してスリップ事故など

の心配があります。

この地区の排水はいろいろ検討されてきましたが、なかなか抜本的な対策が進みません。今後の対策をどのように進めていただけるのかお伺いします。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、大きな2番目の（1）国の政策変更に伴う市の対応はということで答弁をしたいと思います。

国の米政策については、需要に見合った米生産を行うことができることを基本に、水田活用直接支払交付金、産地交付金などとともに、国全体の需給の見通し、その他米の在庫、価格情報の提供などで、農業者の主体的経営判断や集荷業者、団体の販売戦略によって、需給と価格の安定を図り、今後5年後をめどに、行政の生産目標の配分に頼らず、需要に応じた生産が行えるように取り組むとしているところであります。

市では米の産出額が、平成24年は国の統計で48億4,000万円となっており、県内第2位の生産量です。国は飼料用米の生産について数量払いの導入など、水田活用直接支払交付金の充実によって生産意欲を高める施策を図っております。

今後も、市内畜産農家と連携をしながら、旭市が取り組んでいる飼料用米について、今まで以上に連携を強化して取り組むとなるようにして、米農家と畜産農家の経営安定を図ってまいります。

いずれにいたしましても、今後の米政策は、飼料用米を大きく国の政策の中心に位置づけるべきではないかと、私は考えているところであります。畜産界からのお話であります、米の生産量400万トンから500万トンは受け入れられる可能性があると聞いております。900万トンの日本の総生産量でありますので、半分を使っていただけることになりまして、これは本当に自給率の問題、生産農家にとっても大きな力に、後押しになっていただけたと思います。

旭市においては畜産業が盛んであります。県下一であります。そういった部分の中で、畜産農家と提携をより一層密にしながら、これからの米政策を推進していきたい、そんなように考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、財政課から旭市の行財政基盤の強化の中の（１）それから（４）につきましてお答え申し上げます。

まず（１）なんですけれども、旭市の10年後の財政ということで、確かに昨年11月に千葉日報に記事が載りました。この予測はどのようなものか、それから市としてはどう見通しを立てているかという２点のご質問がございました。

まず、千葉経済センターですけれども、これは公益財団法人ひまわりベンチャー育成基金の調査研究部門でございます。これは、ちばぎんが全額出資している公益財団法人でございます。この調査自体もちばぎん総合研究所というところが実施しています。

内容ですが、県内54市町村の財政状況と、今後の方向性についてという特別調査レポートになっています。これについては、平成19年度の決算と平成24年度決算の比較検討分析調査、これが一つございまして、新聞記事に大きく取り上げられたのは、今後の財政状況の見通しということで、これにつきましては25年度の予算を基にいたしまして、平成24年にちばぎん総研が将来人口推計を出しておりまして、その人口推計を重ねて、平成35年度までの推計を出したということになっています。

質問の中でございましたとおり、海匝地域につきましては平成31年度に、ここでは実質収支というような言い方をしていますが、単純に歳入歳出を差し引いた赤字になるというような記述がございまして、海匝地域ですのであくまでも3市、銚子と旭と匝瑳市の合計になります。

実は、この報告書の中でもう一つ記述がございまして、12ページから13ページにかけてあるんですけれども、合併した県内12団体については赤字を免れるというような書き方をしています。ということは、合併した団体では平成35年の段階で赤字になっている団体はないというようなことでございます。

あと、ここの中で、本来であれば決算を基にして、ある程度の伸びを考えながら推計を出すのが本筋かなと思うんですけれども、あくまでも予算でございますので、そこの中では歳入を厳しく見ている状況もございますので、厳しい推計になっているということであろうと思います。

旭市独自の関係ですけれども、24年度に新市の建設計画を改定したことは、まだご記憶にあるかと思います。そのときに、中期財政計画というのを市のほうでつくっています。そこ

の中では、35年度はまだ赤字にならないというような形でございます。

調査と、それから市の見通しということでございましたので、そのような形でお答えさせていただきたいと思います。

続きまして、旧海上中学校の関係ですが、跡地の関係です。

今回、庁舎の候補地となって、その中にも記述がある。ただ、市としてこの部分を貸す、それから自ら事業するような選択肢というのはなかったのかということで、ご質問がございました。この旧海上中学校の跡地につきましては、平成24年度におきましても旧体育館、それから特別教室等の解体等を実施しておりました。境界確認、それから測量業務を実施してきたところでございます。

ただ、その後、土地の分合筆を実施いたしましたところ、登記簿の内容の中に相当古い、実は抵当権等が残っているものがございました。これの調査、それから抹消ということで、若干時間がかかってきたということもございまして、今少しスピードを緩めている状況ではありました。

ご質問の貸す、それから自ら事業をという選択肢なんですけれども、実際には維持管理がかかること、それから税収の増につながるという方向を考えていたときには、できるだけ将来的な施設なり土地も持っているだけで費用がかかる部分が現実にはございますので、その辺は少し身軽になる必要があるのではないのかな。それから、質問の中であったとおり、検討委員会というか、その中での提言も、できれば売却する方向ということでございましたので、昨年の4月には議会の全員協議会の中で、できれば公募型のプロポーザルなどによって雇用を創出するような効果的な活用ができる企業、そういったところにもし売却ができればという形でご説明をしたところでございました。

現実には貸す、それから自ら事業をというのは、その検討の中には入っていなかったというのは事実でございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 環境課長。

○環境課長（新行内 弘） それでは、私のほうから1番の（2）なんですけれども、東総地区広域ごみ処理施設について、建設費と運営費について市単独で実施した場合と広域で実施した場合の比較についてでございますけれども、初めに建設費について申し上げます。

広域で処理をすることが首長間で合意されているため、各市で単独で建設した場合の試算はしてございません。

なお、組合で建設した場合、焼却施設、マテリアルリサイクル施設及び最終処分場を含めた建設費は、処理方式により違いはありますが、答申を受けているシャフト方式の場合で、概算154億円と試算されております。ここから、国庫交付金や起債借り入れに対する交付税措置を除くと、組合の実負担額は概算61億5,000万円となります。

この金額を各市の負担割合を基に算出しますと、旭市の負担額は概算で22億1,000万円となります。

続きまして、運営費でございますけれども、旭市の現状における焼却施設等の中間処理施設、これはクリーンセンターとなります。それと最終処分場、グリーンパークを含めたごみの処理経費は、平成19年度から平成22年度までの平均で、年間概算額として約4億7,600万円でございます。

新たな施設を整備し、広域処理を行った場合の試算は、旭市の負担額は20年間の平均で、年間概算額は2億8,900万円、約40%の運営費削減となる見込みでございます。運営費につきましては、収集運搬費は除いてございます。

なお、一般的には、ごみ処理事業を広域化することにより、建設費で約2割、運営費で約3割程度の削減効果が期待できるとされております。

また、実際に施設を建設する際は、事業規模を再度見直すこととなります。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（米本壽一） 1項目めの（3）新庁舎建設についてでございます。

これにつきましては、2点ご質問があったと思います。

1点目は、どの庁舎を統合するのかということです。これは、本庁舎、ここが13課あります。これを初めとして8つの施設に分かれているものを新庁舎一つにする。具体的に申し上げます。本庁舎と各支所です。ここで4です。それから第2庁舎、都市整備課と環境課が入っています。それから、保健センター、南分館、子育て支援課が入っています。それから、青年の家、商工観光課が入っています。これらを集めて8施設24課を一つにする、こういったものであります。

それから、2点目といたしまして、削減効果、具体的に額を述べよという、そういった質問だったと思います。先ほども滑川議員が具体的に額を言えという話だったんですけれども、申し訳ございません、この場ではまだその額を言える状況ではないということだけはご理解いただいて、回答させていただきたいと思います。

各施設における使用面積は異なるものの、空調用の燃料費、光熱費、通信費、運搬費、それぞれに発生している。今申し上げましたように、具体的に金額を示すことはできませんけれども、それを一つに集約すれば、当然その維持管理費は低減できるものと考えております。

また、今組織を集約することによりまして、施設にかかる維持管理費だけではなくて、職員が施設間を行き来しているわけですので、移動経費の削減も図れる、そういった状況であります。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは2番目、新たな水田農業政策についての（2）でございます。水田フル活用と米政策の見直しについて申し上げます。

国におきましては、平成26年度から米の直接支払交付金を見直し、10アール当たり1万5,000円から7,500円に削減し、平成29年度までの時限措置とした上で、水田のフル活用推進のため、水田活用の直接支払交付金のうち、飼料用米、米粉用米の取り組みに数量払いを導入します。手当を厚くすることにより、今までの主食用米偏重から飼料用米等へのシフトを促してございます。

具体的に、本市が取り組んでおります飼料用米は、収量に応じて10アール当たり5万5,000円から10万5,000円の幅をもって交付されます。生産意欲を高める仕組みとなっておりまして、旭市の26年度産の10アール当たりの基準単収量は562キロとなります。これを全部収穫した場合、水田活用の直接支払交付金は8万円、生産性向上の取り組みとしまして、これは国からですが、産地交付金が1万円、それと県の上乗せで1,500円、また市の単独分として1万4,050円、また、販売代金につきましては、飼料用米利用者協議会で、まだ26年度産の買い取り単価は決まっておりませんが、25年度産と同じであればキロ当たり25円、これは収量として1万4,050円になります。したがって、合計で10アール当たり562キロとりますと11万9,600円と交付されます。

また、10アール当たり712キロの収量、これは上限の150キロでございますが、水田活用の直接支払交付金は最高額の10万5,000円となり、生産性向上取り組みの産地交付金等を積み上げますと、総額で15万2,100円、上限の712キロとりますと15万2,100円となります。

さらに、飼料用米のわらを畜産農家へ販売する耕畜連携、この取り組みを行った場合、10アール当たり1万3,000円が加算されます。

なお、飼料用米の専用品種での取り組みにつきましては、10アール当たり1万2,000円がさらに上乗せされますが、26年度産の種は全国で供給が不足しておりまして、申し込み量の3

分の1程度の割り当てとなっている状況でございます。

続きまして、(3) 日本型直接支払制度です。

これは、ご質問が結構ございましたので、順を追ってご回答申し上げます。

まず初めに、制度の内容でございますが、本制度は平成19年度から実施された農地・水保全管理支払交付金に代わり、平成26年度より実施される新たな制度でございます。

内容といたしましては、農振農用地区域内における水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、また生物多様性の保全及び景観形成、これらの作業を地域共同で行うものに対し、5年間に限り、国が2分の1、県4分の1、市4分の1を支援するものでございます。

また、組織につきましては、比較的小規模単位で、農業者に加え、地域住民、自治会等により組織される地域協議会が対象でありましたが、今回の制度改正によりまして、農地維持支払、これにつきましては、農業者のみでも構成される組織、これも対象といたしますというようになっております。

また、地域協議会における活動でございますが、組織の設立、計画策定、申請書類の提出、活動の実施、活動記録及び報告、これらのステップで実施しまして、5年間はこれを実施していただくことになります。

なお、途中で活動を中止するということとはできないようになってございます。

また、国の要綱・要領に基づきまして事業を展開することから、事務処理等が煩雑かつ膨大になるため、常駐の事務局長あるいは会計事務に明るい方を起用されている事業主体が多いことも事実でございます。

それと、現在、25年度の実施団体でございますが、市内におきましては、25年度活動団体は8団体でございます。それと、対象面積、これは全体で1,015.75ヘクタール、交付金額の合計は3,838万380円となっております。

それと、最後のご質問ですが、現在の農地・水をやられている団体ですが、これは新たな制度にそのまま継続ということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 排水対策についてお答えいたします。

質問のありました倉橋地区の排水対策については、地区住民からの要望も受けておりますが、前面の市道が東側と西側、両方向に高くなっている地形であり、周辺には排水先となる水路がないため、対策に苦慮しております。

地区住民からの要望は、以前はそれぞれの宅地内に設置した浸透ますで排水を処理しており、浸透させる能力が十分でなくなると新たに浸透ますを設置して対応していたが、宅地内に浸透ますを設置する場所がなくなってしまい、結果的に降雨時に宅地内から道路へ排水が流出してしまうので、雨水排水の対策を願いたいとの内容でございます。

このため、道路上への滞水の対策として、前面道路、路肩の低い箇所を選定し、道路内に浸透できるような構築物を設置して応急的な対応をしております。

しかし、近くに排水路がないので、短期間での解決は困難であります。今後は、排水を受け入れ可能な流末を確保できるかどうか、範囲を広げて周辺の水路用地、道路用地を調査していきたいと考えております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最初の10年後の財政ということでありまして、そうしますと新聞報道とは異なって、旭市は10年後においても赤字にはならないというようなことが、詳しい説明の中には書かれていたということですか。

それと、市としてもそのような見通しということによろしいでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに報告書の中では、合併した団体は赤にはならないと書いてはあるんですけれども、現実には20億円減るとするのは、今の制度の中では純然たる事実でございます。今、これが少し緩和されるような動きも国のほうにありまして、若干有利な取り計らいがしていただけるような動きもあることはあるんですけれども、ただ、市の独自の推計の中でも黒字と言いながら、平成29年度からはある程度積立金を取り崩していく必要があるということです。35年度の段階で、ちなみに財政調整基金は20億円程度の残高なのかなという、基金の残高も60億円弱ぐらいの数字にはなるかなというような、そういう見通しは現実にあります。ただ、財政が厳しいのは間違いありません。ただ、黒字ではあるということだけは、この報告書から読み取れるということです。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そうしますと、今現在、たしか財調は50億円くらいあると言っていましたよね。そういった中で、10年後ですか、20億円になるということはこの貯金を徐々に使っていく、それで収支を合わせるというような状況だろうと思います。それではちょっとや

はり心配ですので、単年度収支で、税収と交付税、そういったものだけでできるように、これからいろいろな取り組みをしながら、そういった目標を立てていただきまして、財調はできるだけいざというときに使うというようなことで、取り崩ししないような財政運営をお願いしたいと思います。

そういった中で、いずれにしましてもぎりぎりの収支が今後継続されていくといったような中で、いろいろな取り組みが大事になってくると思いますけれども、そういった中でやはり最近つくられました行革課の存在価値といったものが出てくるのではないかなというふうに思うわけでありまして、今年度議会に提出されています予算の中で、行革課の成果としてどのくらい反映されているのか、行革課が行っております事務事業評価ですか、その結果の予算に反映されている部分、主な事業、また、削減の額等について伺いをいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） それでは、事務事業評価の結果について、26年度予算にどれだけ反映したかというご質問にお答えいたします。

事務事業評価の結果につきましては、改革改善案を各課につくってもらうということで、事業費が削減できるもの、それから効果を上げようということでコストを上げるという結論になったもの、そういったもの、いろいろあるわけですが、一部の事業で26年度当初予算に反映しております25年度の評価における改革改善策の平成26年度当初予算への反映額は、コストの削減効果として、一般財源ベースで3,705万円の減。事業の成果を向上するために予算増額を図ったものが601万円の増でありますので、差し引き改善策を決めたものについては3,104万円の減となっております。

具体例を幾つか申し上げますと、総務課の文書管理費、例規集の単行本の冊数見直し等により、約170万円の歳出減。社会福祉協議会等シルバー人材センターへの助成について、局長派遣の廃止等により、約1,800万円の減。つどいの広場、ここの臨時職員1名の減により、約90万円の減。家族介護慰労金等の高齢者サービスについて支給対象の見直し等により約410万円の減。それから、第二学校給食センターの管理費について、委託業務の精査により220万円の減。それから、逆に短期人間ドックの助成について、自己負担の限度額の引き上げによりまして、約600万円の歳入の増となりますので、これをひっくり返して先ほどの数字には入れてあります。それから、成果を向上するために予算増額を行ったものにつしまし

ては、水稻の共同防除事業の補助金、これは交付対象団体を拡大したことによりまして、約90万円の増。それから、中学校英語指導助手配置事業について、英語教育の充実を図るということでALTを1名増員したことによりまして、約500万円の増となっております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） いろいろな項目について評価された結果、3,000万円余りの削減効果があったということで、こういった取り組みを今後継続してやっていただければ、さらに経費削減の効果が出てくるのではないかなというふうに思っております。

それともう一つ、この大きな経費削減の取り組みでありますけれども、今回市長の施政方針のほうにも出ておりましたけれども、公共施設の活用方針です。

これは、平成23年8月付で出されておりますけれども、これを見ますと公共施設の整備水準について、合併をした旭市は類似団体と比較しても整備水準は高くなっており、公共施設にかかる維持管理費は平成21年度決算で26億円に達し、この縮減が喫緊かつ重要な課題となっている、このように書かれております。

この方針が示されて以降、この維持管理費、どのようになっているのか。削減がされているのかどうか。今後、10年後とは言いませんけれども、それに向けて目標の数字といいますか、そういったものが設定されているのかどうかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（林 清明） まず、結論から申し上げますと、今後の目標はこの活用方針では額の上での目標は定めてありません。ということで、まずこの公共施設の活用方針ですが、23年につくったものは市役所の本庁舎、これの改築時期を平成30年以降と見込んだ中で、それまでの各公共施設のあり方、これを示すものとして策定しました。

活用方針の中では、小・中学校、それから中央病院を除いた268の施設について検討しまして、方向として転用する施設が5つ、廃止するものが17、移転が4、休止が2の合計28施設について統廃合をしていこうということにしたわけです。このときに、先ほど議員のおっしゃった26億円が、これを統廃合することで幾ら減るのかということについては、実は目標を設定していなくて、旭市にある施設はどんどん老朽化が進んでいて、維持管理コスト、修繕等も含めてどんどん上がっている状況でした。このままではまずいですよということで、幾つかの施設について統廃合しようという方向を示したということでして、その後、その維持

管理コストが幾つか、今これから説明しますが、やめたもの等もあるんですが、それで減ったかという減っていないというのが実態です。ということで、数値はつかんでいないです。

とりあえず減ったもの等についてご説明いたします。

この方向に沿って進めてきた中で、これまでの進捗状況としては、12の施設について転用や廃止、移転を行っています。具体的には転用が2つ、働く婦人の家を廃止して第二市民会館にした、これは名前が変わったということです。それから、海上保健センターの一部、これをこども発達センターに転用しました。

廃止は8施設、8ですね、埴保育所、それから旧第二・第三の給食センター、これは1つに統合したということです。海上体育館、海上庭球場、それから横根地区にあった農産加工室、下永井の公衆トイレ、それから干潟地域にあった教職員住宅、これらを廃止した。

今年度、飯岡地域の保育所も1つに統合するということで、さらに2つ廃止されるということです。

次に移転ですが、これは2施設、海上と飯岡の消防分署を支所内に移転した。こういった意味では、支所についても一部転用をしたということも言えるかと思います。

それ以外では、地元区への移管で、海上地域の如来堂市営墓地、これが廃止されました。それから児童遊園が幾つか廃止されております。それから、消防団のほうの関連施設、これも団の再編が進んでおりますので、幾つか統合が進んでいるという状況です。

一方で、休止するんだとしたいいいおか荘とプール、これについてはやはり観光のシンボル、あるいは復興のシンボルとして、休止をやめて再開に向けた準備を今進めているというところ です。

全体的な進捗状況としては、この方針が30年度ごろを目標年度としていることから考えれば少し遅いと考えられると思いますが、3年前の震災からの復興を第一に進めてきた中で、統廃合を進めることはなかなか合意を得にくい、難しいなというふうに感じていたところがあります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） いずれにしても、今後新庁舎をつくるといったような中で統廃合が進むと考えられます。そういった中で、やはりこの合併に伴って、多くの施設が重複しているということでもありますので、こういう事態でコストがかかるというふうに考えられますので、その辺の統廃合については、今後きっちりとやっていただければ、旭市も苦しく

なっていくのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の東総地区広域ごみ処理施設についてでありますけれども、先ほどの答弁をお聞きいたしますと、建設費については計算をしていない。3市でやる想定のもとで、1市の分については計算していないということでありました。

運営費については、旭市単独でやった場合は4億7,000万円、また広域でやった場合の旭市の負担は2億8,000万円余りでした、たしか。ということは、1億8,000万円くらいでしょうか、の削減効果が見込まれるということだろうと思います。この中には、運搬費についてはまだ計算がされていないということでもあります。運搬費につきましては、若干1市でやるよりは3市でやりますと、遠くのほうへ運ぶということになりますので、若干今度負担が重くなるというふうに考えられますけれども、それにしましても1億8,000万円の経費の削減が見込まれるということで、これは大きなコストダウンというふうに考えられます。よほどの、3市でやっている広域ごみ処理施設については、何といたしますか、これを覆す理由がない限りは3市で継続してやっていただきまして、この経費削減につなげていただきたいと思います。

この経費削減は、1年こっきりではなくて、これから毎年これが1億数千万円の削減効果が出るわけですので、これだけの削減効果を見込める事業と言いますか、ものは恐らく考えられないのではないかと思いますけれども、財政課長ありますか、そういったものは。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 突然のご指名だったので、1億8,000万円という数字を単純に一つの施設で減らすというのは本当に難しいと思います。やはり、何か施設があれば、そのところで相当のお金がかかります。それを1億8,000万円ということであれば、施設を二つ、三つ潰さないといけないだろう、そのような思いはあります、現実には。

現実には、今広域でやっています衛生組合にしても、負担金はそれほど多く払っているわけではありません。これも億までいきませんので。ですから、やはり広くなった、大きな範囲の中で実施するというのは、それは適正に運営されて、適正に管理されてということであれば、それは有効なのかなという感じは受けました。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） これほどの削減効果のある事業はないということですので、ぜひ、いろいろと問題がまだ残っておりますけれども、それをクリアしまして推進していただ

きたい、このように思います。

もう一つ、この焼却施設につきまして質問させていただきますけれども、これまでの3市の焼却施設では発電といったようなものは行われていなかったわけでありまして、今回のこの東広の焼却施設の予算の中には、既にこの発電設備も含まれているということでありまして、3.11の震災以降、社会的に原発以外への電力の転換が求められているわけでありまして、そういった中で、ごみ焼却を利用して最大限の発電ということを考えるべきだと、私は思っております。

発電設備の状況と、どのくらいの売電収入が見込めるのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 議員の発電の収益等とはということでございますけれども、広域の施設では熱回収施設の発電総出力から施設内で消費される電力を除いた分を売却できます。売電の電量につきましては、広域ごみ焼却施設建設計画検討委員会において、各メーカー7社、アンケートを行った結果、施設で使った残り約1万2,000から1万4,000メガワットアワー程度と見込んでおります。売電単価につきましては毎年変動しておりますので、その辺は未定でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 売電単価は未定というようなお話でありましたけれども、未定の中でも大体このくらいといったのは、幅があるとは思いますが、分かればご回答願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（新行内 弘） 売電収入ということでございますけれども、現在、経済産業省の固定買い取り制度の平成25年度の調達価格、概算で1キロワット当たり13円試算してございます。売電する電量は、先ほど申し上げました1万2,000から1万4,000メガワットアワー程度と見込んでおりますので、この13円で計算しますと、概算で1億6,000万円から1億8,000万円程度の収入になると予想されます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） その収入が運営費に回って、運営費がコストダウンできるということ

になるんだろうと思いますけれども、それにしましても、発電についてもそれだけのものが見込めるということで、大変これは効果的なのかなというふうに思っているところです。

それともう1点、意見だけ言っていいですか、質問ではなくて。

じゃ、もう1点この発電について発言させていただきたいと思いますが、この行財政基盤の強化とは直接関係ありませんけれども、この発電につきましては大変大規模なもので、しかも自家発電ということでございます。自家発電ということで、災害時に使えるのではないかなというふうに考えております。

例えば、この発電設備が中央病院の脇にあったというふうな仮定をすれば、恐らく中央病院、停電になっても全部電気が供給できるくらいの発電はしていると思います。

それは、現実には無理なんですけれども、そういった発想を持って、これから災害時にこれがどういうふうに使えるかということを調査研究していただければというふうに思っているところです。よろしくお願いします。

続きまして、新庁舎建設についてでありますけれども、維持管理費なんかについては今のところまだ計算はされていない、削減ですか、削減については計算されていないということでもありますけれども、それでは、この候補地につきまして、4つありましたけれども、いろいろな調査の結果が私どもにも示されたわけではありますが、建設費について示されていません。建設費用は、候補地選定の大事な条件の一つというふうに考えております。

それぞれの候補地の建設費用、どのくらいを見ているのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員、具体的なまた数字を求めているようでございます。

現在策定中の新庁舎建設基本構想において、庁舎の規模については1万2,000平方メートル、これは延べ床面積を言っています。これは、平成29年4月1日における本庁舎に勤務する想定職員数から割り出したということです。これを基礎としまして、庁舎の概要を定めることになるわけですが、それぞれ4候補地の金額についてはそんなには変わらない。例えば、ここで設置した場合には、先ほど滑川議員にも言いましたけれども、高くなる。広いところにやれば低くなるということは容易に想像はできるんですけれども、それ高いから高い、低いから安いという、そういうものでもないようなんです、この建築費用ですね。ただ、それにアプローチする道路だとか排水路だとかいろいろな面で、そこの差は出てくるはずなんです。その金額を言えと言いますが、残念ながら申し訳ありません、この辺

はまだはじいていないというのが事実なものですから、ここでまだ申し上げる状況ではない、この辺をどうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） どこも建設費は変わらないといったような答弁でありましたけれども、建設費というのは、ただ建物を建てるだけでなく、いろいろ相対的ですね、そこに庁舎をつくった場合に附属もいろいろかかりますよね。土地を買うとか排水をすとかという考えもあるようですけれども、そういったいろいろな、4候補地によって条件がそれぞれ違うわけなんです。それを精査して、ここはこういうことでこういうお金がかかりますよというのを全て浮き彫りにして検討委員会に出す、それを検討していただくということが大事になってくるのではないのでしょうか。ただ、建設費で漠然とこれだけかかりますよでは、検討の材料にはならないと思いますので、その辺をきっちり出していただきまして、検討材料にしていきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） 議員、ごもっともだと思います。今の段階では示せませんけれども、これからその基本計画をつくって細かい内容に入っていくわけです。そのときには、お示しながら決めていくということにしたいと思いますので、どうかその辺はよろしく願いいたします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 早急にお願いしたいと思います。本年度中にこの候補地を決定することになっておりますけれども、その後、基本構想も26年度につくるという計画になっていると思います。基本構想をつくるに当たっては、やはりこの候補地がはっきりしない場合にはそれはできないということになりますので、候補地選定が相当早く決定していないと基本構想には移れないということになると思いますので、できるだけ早い時期に先ほどお願いしましたようなことをあれしまして、その検討委員会のほうにも提出してもらいたいと思います。要望です、それは。

質問としましては、安くできればつくりたいと私は思うわけでありますけれども、そういった考え方からすれば、現在の海上支所、この庁舎を使って、これ3,000ちょっとの面積があると思いますけれども、1万3,000平米くらいの庁舎をつくりたいということでありますけれども、その中で海上の支所は耐震はクリアしておりまして、将来にわたって使えるとい

う施設であろうと思います。それを利用しまして、残りの部分を近くに建てるといった考え方が、最も安上がりな庁舎建設になるのではないかなというふうに考えているわけでありまして、この候補地がなぜ5番目の候補地に選定されなかったのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（米本壽一） ただいまのご質問の前に、これだけは申し上げておかなければいけないのは、先ほど25年度は4つの候補地でいきます。これは、4つの候補地でいろいろな市民の方々の意見を聞きたいということで4つの候補地、25年度はしており、これが基本構想です。26年度に入って具体的な基本設計に入っていきますので、基本計画を定めます。そのときに額をはじき出しますから、その辺は、その1年、先ほどの議員の要望の中ではずれておりましたので、その辺はよろしくお願いいたします。

それと、ただいまご質問の海上支所はなぜ候補地に挙がらなかったのかということであり、確かに、海上支所については、耐震性の問題はクリアすると思います。でも、30年以上たっているわけでありまして。当然、大半の組織を集約する事務スペースの確保はできないということであるわけです。駐車場の問題もあって、議員おっしゃるように、じゃ今の施設に増築すればいいじゃないかという、そういう考えだと思いますけれども、残念ながらそのスペースはないということで候補地に入れなかった、これが理由であります。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 今後また、いろいろと庁舎建設については検討、お互いに議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、旧海上中の跡地についてですけれども、貸し付けあるいは自らこの事業をするといったようなことは考えていなかったというようなことでありましたけれども、売却をすれば収入になるわけでありまして、それは一時的なものでありまして、私が思いましたのは、鎌数の工業団地にあるソーラー施設なんですけれども、この施設は県が業者に賃貸で貸しているわけなんですけれども、賃貸料が30万円から50万円、10アール当たり、そのくらいの高額な賃貸料で貸し付けをしているということです。それは皆さんも恐らくご存じだと思いますけれども、海上中の跡地も、仮の話ですよ、ソーラーの発電の環境は鎌数の工業団地と同等だろうと思います。そういったことも考えられるのではないかな、あそこは3町歩くらいあると思いますので、そうしますと30万円で貸したにしても30倍で年間900万円ですか、1,000万円近いですね。1,000万円くらいの貸付代が市に入ってくるということ

になりますので、20年の契約を恐らくすると思いますので、そういったことも一つの案ではないのかな。優良地でありますので、ソーラーには向かないのかな、もっといい利用方法があるのかなというような思いでそういった提案はしませんでしたけれども、売却してしまうというようなことであれば、税収と比較してどちらがいいのかなというようなこともあります、どうでしょうかね、その辺。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 確かに、貸し付けてお金が入る、これは非常にいいことであろうと思います。ただ、ここの用地につきましては、昨年4月の全員協議会でしたでしょうか、議員全員協議会の中でご意見いただきたいというお話をさせていただいたときに、そういう貸し付けという話はなかったかと思います。ただ、一番いいのは、いろいろな福祉の施設あるとか、中央病院のところの力を少し借りたらとか、あと、その中で新庁舎の場所にもどうでしょうかというようなご意見が出て、ここの今回の庁舎の検討の中にも入っているというような状況もございました。その段階で、また9月にも少しこの先のことということでお示した経緯もあったわけなんですけれども、その段階ではできれば雇用の生まれるようなところを考えたいということで、それが将来的にも長くわたって税収につながるのではないかとということもありまして、そういう方向で1回やってみましょうということで、今動いていたという状況がございました。

議員ご指摘の件は、確かに企業家としては当たり前の話なんですけれども、その辺はなかなか慎重に進めていた状況もありましたので、決断にはうまく動けなかったということがございました。

以上です。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） そういった考え方もあるということを皆さんに、私の考えを述べたわけでありましてけれども、一番いいのは、やはり市役所、新庁舎をあそこに建てていただけるというのが一番いい活用方法なのかなと、私は考えているわけでありましてけれども、大変広い場所で、高い建物を建てなくても3階建てくらいで、低層の建物で広く建てて、そうしますと後々の維持管理費も安いということで、今後財政が厳しくなる中では、将来にわたって最もあの場所が、市に財政負担がかからない場所なのかなというふうに思っておりますので、ひとつよろしくをお願いします。

続きまして、新たな水田農業政策についての、（１）の国の政策変更に伴う市の対応、市長の考えをお伺いしまして、飼料用米ですね、今後この普及にご尽力をいただけるということとでございました。よろしくお願いいたします。

続きまして、水田フル活用と米政策の見通しということですが、先ほどの支援内容をお聞きしますと、普通に私どもが食用米みたいな感じで作付して飼料用米にしても、約12万円の売り上げになる。いろいろな、そのほかの取り組みをしますと、最高15万円くらいが見込めるということで、本当に有利な政策なのかなというふうに思います。

2月中に、この稲作農家の皆さんに、各地でいろいろと説明会が開かれたようでありますけれども、農家の皆さんのこの政策についての関心はどうであったか。参加人数とか、それから今後の周知、どのようにしていくのか、皆さんに知って理解してもらうことが大事だと思いますので、その辺どのように周知していくのかお伺いします。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） まず、説明会でございます。これにつきましては、2月25日から28日まで市内4会場で説明会を開催しております。参加された生産意欲の高い農業者の方は44名でございました。また、説明会では国、それと海匠農業事務所、この職員から制度改正の詳細な説明をしまして、また、市のほうからは収量に応じた手取り額について、このような図をお示ししまして、先ほどの単価でございますが11万9,600円と15万2,100円、こういうふうな差が出ますよということで、お示しをしております。

もう間もなく、実施計画書のほうの配布を行います。申請期限の6月末まで、これは推進をしてみたいと思っております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） 周知につきましては、私も最初のこの説明会にお伺いしたんですけれども、分かりづらかったわけですね、なかなか。皆さんにもうちょっと分かりやすく説明してくださいというようなお願いをしたわけでありまして、その結果、この表をつくっていただけた。これは本当に分かりやすい、一目瞭然です。これを、農家の皆さんに、全農家、水田農家の皆さんに届くように、届けていただきたいと思うんですよ。そうしますとすぐ分かりますから。飼料用米を作付した場合はこれだけの収入になるということが理解できると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、そういった中でこの飼料用米の作付、今後増えることが予想されるわけでありまして

けれども、その中で心配なことは、飼料用米を買ってくれるほう、すなわち畜産農家ですけれども、そちらのほうの需要が確保されるかどうか。

それともう1点、市は200ヘクタール分の補助金の予算を組んでいただいたわけでありましてけれども、恐らくこれを超えるのは間違いないと思いますけれども、予算のほうは補正を組んでいただけるものかどうか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 前年の需要でございますが、私どものほうでつかんでおりますものは、畜産農家のほうで面積で250ヘクタール程度と伺っております。それですので、予算上は今現在前年度と同じように新年度でも200ヘクタール飼料用米を予定しております。

今までの状況でございます。かなり関心が高くて、ほぼ200ヘクタール分の希望はあるのかなというふうには考えております。

また、当初予算の200ヘクタールを超えた部分についてどうするのかというご質問ですが、この場合には9月の補正で追加をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） よろしく申し上げます。このパンフレットを見てみますと、今年から数量払いとなっております。その中でこの農産物検査機関ですか。ここで数量の確認を受けることが条件になったというようなことが書かれているわけですがけれども、これまでこの検査というのは飼料用米についてはやられていなかったわけでありましてけれども、検査をするということになりますと、余計な経費が農家の負担になってくるのではないかなというふうに思うわけでありましてけれども、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） いわゆる検査部分でございますが、確かに書いてはございます。具体的にですが、2月10日に、実は国のほうから担当局職員を交えた意見交換会を実施しております。国から飼料用米に係る農産物検査規格についての検討や、農産物検査機関による確認などのお話がありました。

ただ、品質の確認検査などに運搬の手間や経費の負担、これはいわゆる横持ち費用と我々は呼んでいますが、それがかかると飼料用米の取り組みの足かせとなるということで、この

辺を耕種農家及び畜産農家を同席させていただきまして、このような意見を国に対して申し上げました。できましたら、現在旭が実施しております顔の見える取り引き、取り組み、これについて国は配慮していただけないかということで、その場で要請したところです。これは、我々もそうですけれども、無論畜産農家、それと耕種農家、双方からの要望として出ております。

今後、国の制度運用次第では、取り組みに影響することもあります、いずれにしても国のほうからまだ要綱・要領が出ておりませんので、そちらが出てからまた再度検討を重ねていきたい、あるいは市のほうの対応を考えていきたい、このように考えております。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） いずれにしても、この検査については負担がなるべくかからないような、そのような制度を考えていただきたい。できれば旭市からそのようなことを国に提案して、大産地ですので、それを国でもそういう形にする。旭市からそういったものを設計していくといったようなこともできるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3番目の日本型直接支払制度でありますけれども、今現在8団体で約1,000ヘクタールの参加の団体があるということでありまして、旭市は大体4,000ヘクタールの水田を抱えているということでございますので、対象が耕地整理をしたところというのが対象になるようでありまして、全部の水田が対象になるわけではないわけでありまして、旭市はもう耕地整理が済んでおりますので、ほぼ大体の耕地が対象になると思います。

そういった中で、実際には今までやっていた仕事、取り組みどういふことをするのかという中で、今まで我々が共同作業でやっていた草刈り、そういった仕事をこの制度に乗せていけるということでありまして、全域にそういった取り組みを普及させるような市の対応をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 制度の周知でございます。これは前の2番目の質問と同じようになってしまうのですが、まだ概要ということで要綱・要領、これも現在国で今作成中でございます。したがって、その要綱・要領等がまいりましたら、改めて内容を精査した中で、区長会等を通じて前回の農地・水と同じような状態で、区長会のほうへ一度ご紹介を

させていただこうかと考えております。いましばらく時間のほうをいただければと思います。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員。

○11番（島田和雄） じゃ、そういう手順でよろしく願いいたします。

続きまして、3番目の排水対策についてでありますけれども、この場所の排水路の場所をなかなか決めることができなかったということでもありますので、それについて今後調査して、それを検討していただけるというような答弁でございました。ぜひ、この調査をしていただきまして、排水路を設置できる場所を確保していただければと思います。

そういうことをお願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋利彦） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（高橋利彦） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は10日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時40分